



神 栖 市

子ども・子育て支援事業計画 (第2期)



令和2年3月
神栖市

はじめに

わが国における少子化の進行は、将来の社会保障負担の増大、経済や市場規模の縮小など、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものと懸念されています。また、核家族の増加や地域社会における連帯感の希薄化など、子育て家庭を取り巻く社会環境は、近年、大きく変化しています。

このような状況を受け、本市においても、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の本格施行にあわせて、平成27年3月に「神栖市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育及び子育て支援の充実に取り組んでまいりました。

この度、社会情勢の変化や、これまでの5年間の計画に基づく施策の成果を踏まえて、令和2年度から令和6年度までの5か年間の「神栖市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定いたしました。

本計画では、市民のニーズを踏まえ、教育・保育及び子育て支援をさらに充実させ、次代の社会を担う子どもたちを、安心して育てることができる環境を整備してまいりたいと考えております。

今後も、子どもたちが心豊かに笑顔にあふれ、健やかに育つことができる社会を実現するために、各施策に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願ひいたします。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご指導をいただきました「神栖市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様並びに関係機関の方々に厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月



神栖市長 石田 進

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
第1 計画策定の背景と目的	1
1 第2期計画の策定経緯と概要	1
2 子ども・子育てをめぐる近年の我が国の動向	2
第2 計画の位置づけ	4
第3 計画の期間	5
第4 計画の策定体制	5
第5 第1期計画期間の評価	6
1 評価の基準	6
2 実績と評価	6
3 振り返り	14
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	15
第1 統計からみる本市の現状	15
1 人口構成	15
2 出生数・合計特殊出生率	16
3 児童数の予測	17
第2 教育・保育施設（幼稚園・保育所等）の状況	18
1 第1期計画の量の見込みと確保の内容、実績	18
2 待機児童数の推移	20
3 区域別の教育・保育施設一覧	20
第3 利用希望把握調査の概要	22
1 調査の実施概要	22
2 就学前児童調査結果の概要	23
3 就学児童調査結果の概要	36
第4 関係団体等意向調査の概要	42
1 調査の実施概要	42
2 関係団体等意向調査結果の概要	43
第5 子ども・子育て支援事業の課題	47
1 満足度が低かった事業について	47
2 市の子育て支援策として期待することについて	50
3 関係団体等意向調査結果からみる課題について	51
第3章 計画の基本的な考え方	53
第1 計画の基本理念	53
第2 計画の構成	53
第4章 教育・保育提供区域の設定	55
第1 教育・保育提供区域の考え方	55
第2 教育・保育事業の提供区域	55
第3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域	57
第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制	59
第1 教育・保育提供区域別の推計人口	59
1 神栖区域	59
2 波崎区域	60
第2 教育・保育提供区域別の量の見込みと確保量	61
1 神栖区域	61
2 波崎区域	61
3 市全体	62
第3 教育・保育事業の確保方策の考え方	62

第6章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	63
第1 利用者支援事業	64
第2 時間外保育事業（延長保育事業）	64
第3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	65
第4 子育て短期支援事業（ショートステイ）	66
第5 乳児家庭全戸訪問事業	67
第6 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	67
第7 地域子育て支援拠点事業	67
第8 一時預かり事業	68
1 一時預かり事業（幼稚園型）	68
2 一時預かり事業（幼稚園型を除く）	68
第9 病児保育事業	69
第10 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	70
第11 妊産婦健康診査助成事業	70
第12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	70
第13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	70
第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進	71
第1 幼稚園及び保育所の認定こども園化	71
第2 子ども関連施設の整備	71
第3 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進	72
第4 外国につながる幼児への支援・配慮	73
第5 育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援	73
第6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	73
1 児童虐待防止対策の充実	73
2 ひとり親家庭の自立支援の推進	73
3 障がい児施策の充実等	73
第7 子育てと仕事の両立支援	74
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及	74
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備	74
第8 施設等利用給付の円滑な実施の確保	74
第9 放課後児童対策の強化	75
1 実績	76
2 確保方策	78
第8章 計画の推進	81
第1 進行管理	81
第2 子育て支援事業の検討体制	81
第3 総合計画との関連項目	82
1 児童福祉・ひとり親福祉	82
2 幼児教育	83
3 障がい福祉	83
4 保健	84
5 医療	84
6 勤労者	84
資料	85
第1 策定経過	85
第2 神栖市子ども・子育て会議設置条例	86
第3 神栖市子ども・子育て会議委員名簿	87
第4 用語説明	88

第1章

計画策定に当たって

- 第1 計画策定の背景と目的
- 第2 計画の位置づけ
- 第3 計画の期間
- 第4 計画の策定体制
- 第5 第1期計画期間の評価

第1章 計画策定に当たって

第1 計画策定の背景と目的

1 第2期計画の策定経緯と概要

我が国の少子化対策は、平成2年に合計特殊出生率（一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均）が1.57と判明したところから始まりました。

その後、国は様々な方針や取組を発表・実行し、各自治体もそれに基づき、取組を進めてきました。

平成22年3月には次世代育成支援対策推進法に基づく「神栖市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（平成22年度～平成26年度）を策定し、家庭、地域、行政がしっかりと手をつなぎ、子どもが健やかに育ち、子育てが本当に楽しいと思えるまちづくりを目指し、子育て環境の整備を進めてきました。

そして、平成24年の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした子ども・子育て支援制度が平成27年4月から施行され、本市においても、「子どもの最善の利益」が実現される社会づくりに向け、「神栖市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）を策定し、これらの取組を積極的に進めてきたところです。

この度、令和元年度に「神栖市子ども・子育て支援事業計画」の計画終期を迎える、令和2年度を始期とする計画の策定が必要となり、国における「ニッポン一億総活躍プラン」や「子育て安心プラン」等の施策の方向性を反映させながら、本市の現状に鑑みて見直しをし、「神栖市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」（令和2年度～令和6年度）を策定します。

■ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園制度」の改善。具体的には、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、施設を設置するための手続きを簡素化することや財政措置の見直しを行うことで幼保連携型認定こども園の普及促進を図る。

■ 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- 地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定する。
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設により保育の量的拡大を図る。
- 幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の待遇や配置の改善などを図り、教育・保育の質的改善を図る。

■ 地域の子ども・子育て支援の充実

- 全ての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育等の施設や子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行う利用者支援事業など新たな事業を創設する。

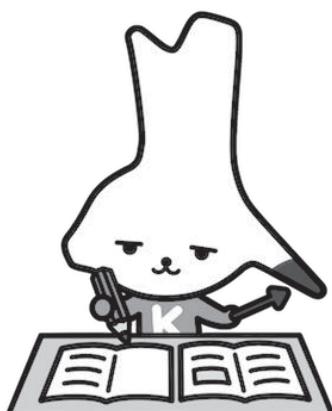
2 子ども・子育てをめぐる近年の我が国の動向

第1期計画を推進していく中で、「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等が行われ、これらを踏まえ、平成29年6月に国から「子育て安心プラン」が発表され、

- 待機児童の解消
- 女性の就業率の向上（M字カーブの解消）
- 保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保
- 保護者への「寄り添う支援」の普及促進
- 幼児教育の無償化

といった方向性が打ち出されました。

また、幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日公表）の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正に伴い、令和元年10月に「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（通称：子ども・子育て支援法に基づく基本指針）が次のとおり改正されました。本計画においては、これらに基づき、作成しています。



子ども・子育て支援法に基づく基本指針の主な改正点

1. 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- 放課後児童健全育成事業の実施に当たって、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。
- 放課後児童健全育成事業の目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。

2. 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- ① 児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、以下の事項等を追記。
 - 子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
 - 児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。
- ② 社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、策定すること。

3. その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。
- 児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。
- 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。
- 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。
- 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項に追加すること。また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。
- 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。

4. 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。

- 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。
- 都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。

第2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、本市が推進する教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保やこの法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。

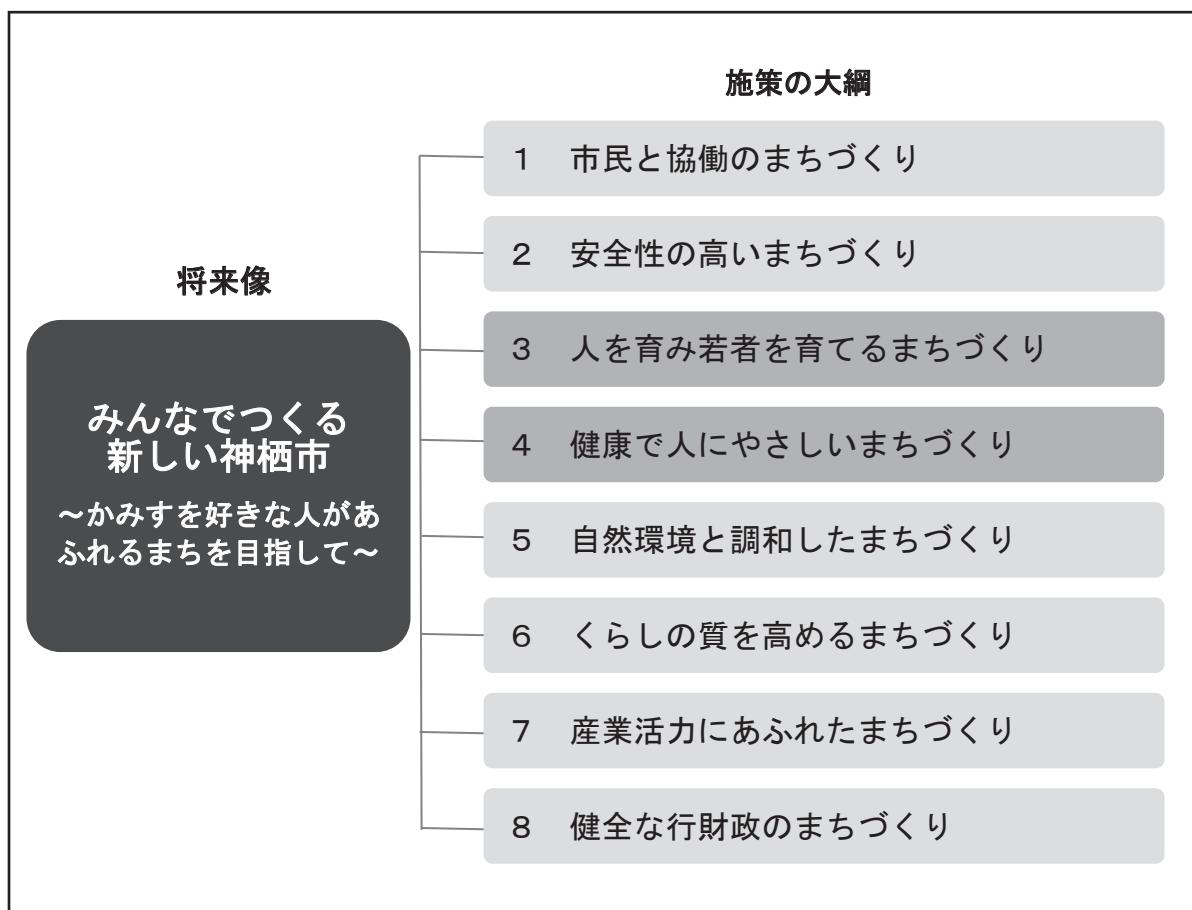
また、本計画は、本市の最上位計画である「かみす共創まちづくりプラン（第2次神栖市総合計画）」の個別計画としての性格を持っており、将来像である『みんなでつくる新しい神栖市～かみすを好きな人があふれるまちを目指して～』を、子ども・子育ての面から実現していく役割を担っています。

■ 子ども・子育て支援法第61条

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

■ かみす共創まちづくりプラン（第2次神栖市総合計画）の体系



第3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、社会・経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

■計画期間

区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画										
	神栖市子ども・子育て支援事業計画					神栖市子ども・子育て支援事業計画（第2期）				

第4 計画の策定体制

本計画は、市民の子育て関連事業に関する利用希望を把握し、それらを計画に反映させていくことが必要であるため、就学前児童のいる世帯（1,800世帯）と、小学生のいる世帯（1,800世帯）を対象に、利用希望把握調査（アンケート調査）を実施し、その他、本市の子育てに関する団体等、保育士・保育教諭を対象とした意向調査を実施しました。

また、計画に多くの市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施するとともに、子ども・子育て支援に関する学識経験者や関係団体の代表者、教育関係者、保育関係者等で構成される「神栖市子ども・子育て会議」において計画の内容について検討を行いました。

第5 第1期計画期間の評価

1 評価の基準

第1期計画期間の評価基準については、以下の表中の基準を示し、各担当において評価を行いました。

A	計画通り遂行した/計画通りの成果を得た。（ほぼ100%実施した）
B	計画通り遂行した/一部成果の得られないものがあった。（75%程度実施した）
C	現在、施策・事業の達成に向けて動いている。（半分程度実施した）
D	計画通り遂行できなかった/一部事業の着手ができなかった。（施策・事業に着手し、動き始めることはできた）
E	現在、ほとんど手をつけていない。（施策・事業に着手することができなかった）

2 実績と評価

（1）第1期計画期間の事業別実績及び評価等

主な事業の第1期計画期間の実績及び評価等は次のとおりです。

事業名	事業概要	実績	第1期計画の評価・現在抱えている課題	評価																						
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	<p>平成28年度より事業を実施しています。実施当初より、こども課（現子育て支援課）と児童館に子育てコンシェルジュを配置し、子育てに関する相談や情報提供を行っています。</p> <p>令和元年6月からは、子育て支援課に子育て世代包括支援センターを開設しました。保健師と子育てコンシェルジュを配置し、子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てできるよう関係機関と連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>実施か所（か所）</th><th>実施内容</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td><td>—</td><td>—</td><td>未実施</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>2</td><td rowspan="2">子育てコンシェルジュ2名</td><td>事業開始</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>2</td><td></td></tr> <tr> <td>H30</td><td>2</td><td rowspan="2">子育てコンシェルジュ2名 保健師2名</td><td></td></tr> <tr> <td>R1</td><td>2</td><td>子育て世代包括支援センターを開設</td></tr> </tbody> </table>	年度	実施か所（か所）	実施内容	備考	H27	—	—	未実施	H28	2	子育てコンシェルジュ2名	事業開始	H29	2		H30	2	子育てコンシェルジュ2名 保健師2名		R1	2	子育て世代包括支援センターを開設	<p>子育て支援課及び児童館で子育てに関する相談を行いました。</p> <p>また、中央図書館の赤ちゃんタイム、地域子育て支援センター、健康増進課のマタニティセミナー、ニューファミリーセミナー等で出張相談を行ったことにより、相談件数が増加しています。</p>	A
年度	実施か所（か所）	実施内容	備考																							
H27	—	—	未実施																							
H28	2	子育てコンシェルジュ2名	事業開始																							
H29	2																									
H30	2	子育てコンシェルジュ2名 保健師2名																								
R1	2		子育て世代包括支援センターを開設																							
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。	<p>市内の全ての認定こども園、保育所等で実施しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>実施施設数（施設）</th><th>利用者数（人）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td><td>24</td><td>531</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>26</td><td>557</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>26</td><td>707</td></tr> <tr> <td>H30</td><td>27</td><td>569</td></tr> </tbody> </table>	年度	実施施設数（施設）	利用者数（人）	H27	24	531	H28	26	557	H29	26	707	H30	27	569	全ての認定こども園、保育所等で実施し、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等にほぼ対応できています。	A							
年度	実施施設数（施設）	利用者数（人）																								
H27	24	531																								
H28	26	557																								
H29	26	707																								
H30	27	569																								

事業名	事業概要	実績	第1期計画の評価・現在抱えている課題	評価																										
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	<p>保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため、平成30年度に横瀬小放課後児童クラブ専用室Bを増設することにより、待機児童なしで実施することができました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">クラス数 (支援の単位)</th> <th colspan="2">利用者数(人)</th> </tr> <tr> <th>低学年</th> <th>高学年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>29</td> <td>900</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>32</td> <td>984</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>35</td> <td>1,012</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>40</td> <td>1,058</td> <td>256</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>42</td> <td>1,101</td> <td>302</td> </tr> </tbody> </table>	年度	クラス数 (支援の単位)	利用者数(人)		低学年	高学年	H27	29	900	106	H28	32	984	151	H29	35	1,012	206	H30	40	1,058	256	R1	42	1,101	302	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため、新たにクラス(支援の単位)を増設することにより、待機児童なしで実施することができました。 年々保護者の就労等による利用希望者が増加しており、クラス(支援の単位)の増設を検討する必要がありますが、小学校内の余裕教室等、実施場所の確保が課題となっています。	A
年度	クラス数 (支援の単位)	利用者数(人)																												
		低学年	高学年																											
H27	29	900	106																											
H28	32	984	151																											
H29	35	1,012	206																											
H30	40	1,058	256																											
R1	42	1,101	302																											
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。	<p>延べ利用人数は、平成30年度で27人となっています。令和元年度現在、児童養護施設2か所、乳児院1か所、里親6か所と契約しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施施設等数(施設)</th> <th>延べ利用人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>5</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>6</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>10</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>10</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施施設等数(施設)	延べ利用人数(人)	H27	5	77	H28	6	100	H29	10	36	H30	10	27	保護者の疾病等社会的な事由で一時的に家庭養育が困難になった児童を保護することができたことで、市民が安心して子育てできる環境づくりに寄与することができました。 当サービスへのニーズは突発的であるため、受け入れ先となる児童養護施設及び里親等の確保は不可欠となっています。今後も受け入れ先の確保が課題です。	A											
年度	実施施設等数(施設)	延べ利用人数(人)																												
H27	5	77																												
H28	6	100																												
H29	10	36																												
H30	10	27																												
乳児家庭全戸訪問事業	生後2か月頃の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する不安や悩みの相談や養育環境等の把握を行い、養育等の支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげる事業です。	<p>平成30年度の訪問実人数は806件です。 保健師等が家庭訪問し、健康相談、発達の確認、予防接種の受け方、子育て支援事業の説明等をしています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>訪問対象者数(人)</th> <th>訪問実人数(人)</th> <th>訪問率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>879</td> <td>860</td> <td>97.8</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>813</td> <td>786</td> <td>96.7</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>781</td> <td>777</td> <td>99.5</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>833</td> <td>806</td> <td>96.8</td> </tr> </tbody> </table>	年度	訪問対象者数(人)	訪問実人数(人)	訪問率(%)	H27	879	860	97.8	H28	813	786	96.7	H29	781	777	99.5	H30	833	806	96.8	核家族化、ひとり親世帯が増加する中、子育ての孤立化を防ぐため、子育てについての不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけていくことが重要です。	A						
年度	訪問対象者数(人)	訪問実人数(人)	訪問率(%)																											
H27	879	860	97.8																											
H28	813	786	96.7																											
H29	781	777	99.5																											
H30	833	806	96.8																											
養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るために、調整機関職員や関係機関構成員の専門性	<p>養育支援訪問事業の平成30年度の訪問実人数は1人となっています。</p> <p>地域ネットワーク構成員(要保護児童対策地域協議会の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等)を対象とした研修会を毎年開催しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>養育支援訪問実人数(人)</th> <th>児童虐待対応についての研修会・講習会(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	養育支援訪問実人数(人)	児童虐待対応についての研修会・講習会(回)	H27	2	1	H28	0	1	H29	1	1	H30	1	1	研修会の開催による専門性強化や、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)で把握した支援対象者への支援の実施、「神栖市子育てガイドブック」への児童虐待防止に関する情報の掲載による市民への周知などにより、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に寄与することができました。	A											
年度	養育支援訪問実人数(人)	児童虐待対応についての研修会・講習会(回)																												
H27	2	1																												
H28	0	1																												
H29	1	1																												
H30	1	1																												

第1章 計画策定に当たって

事業名	事業概要	実績	第1期計画の評価・現在抱えている課題	評価																																														
	強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。																																																	
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。	<p>平成30年度には、保育所6園、認定こども園2園の8施設で実施し、令和元年度には、保育所7園、認定こども園3園での10施設で実施しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>実施施設数（施設）</th><th>延べ利用人数（人）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td><td>10</td><td>7,856</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>9</td><td>7,640</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>8</td><td>10,598</td></tr> <tr> <td>H30</td><td>8</td><td>7,117</td></tr> </tbody> </table>	年度	実施施設数（施設）	延べ利用人数（人）	H27	10	7,856	H28	9	7,640	H29	8	10,598	H30	8	7,117	施設によって利用者数の差が大きい状況となっています。	A																															
年度	実施施設数（施設）	延べ利用人数（人）																																																
H27	10	7,856																																																
H28	9	7,640																																																
H29	8	10,598																																																
H30	8	7,117																																																
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。	<p>【幼稚園型】 幼稚園又は認定こども園の在園児を対象にした一時預かり事業です。 平成30年度には、8施設で実施し、延べ利用人数は6,795人となっています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th><th colspan="3">延べ利用人数（人）</th></tr> <tr> <th>幼稚園</th><th>認定こども園</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td><td>2,293</td><td>5,791</td><td>8,084</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>2,593</td><td>7,007</td><td>9,600</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>1,972</td><td>6,018</td><td>7,990</td></tr> <tr> <td>H30</td><td>2,037</td><td>4,758</td><td>6,795</td></tr> </tbody> </table> <p>【幼稚園型を除く】 幼稚園型を除く一時預かり事業です。 平成30年度には、延べ利用人数は2,123人となっています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th><th colspan="3">延べ利用人数（人）</th></tr> <tr> <th>一時預かり（一般型）</th><th>ファミリーサポートセンター（未就学児）</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td><td>868</td><td>1,385</td><td>2,253</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>927</td><td>1,656</td><td>2,583</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>1,071</td><td>1,372</td><td>2,443</td></tr> <tr> <td>H30</td><td>1,006</td><td>1,117</td><td>2,123</td></tr> </tbody> </table>	年度	延べ利用人数（人）			幼稚園	認定こども園	合計	H27	2,293	5,791	8,084	H28	2,593	7,007	9,600	H29	1,972	6,018	7,990	H30	2,037	4,758	6,795	年度	延べ利用人数（人）			一時預かり（一般型）	ファミリーサポートセンター（未就学児）	合計	H27	868	1,385	2,253	H28	927	1,656	2,583	H29	1,071	1,372	2,443	H30	1,006	1,117	2,123	幼稚園型を除く一時預かり事業は、ほとんどの施設において定員に余裕がある場合に利用ができる余裕活用型で実施しているため、利用したくても利用できない日があることが課題となっています。 また、ファミリーサポートセンターにおいては、子育てサポートセンターの確保が課題となっています。	B
年度	延べ利用人数（人）																																																	
	幼稚園	認定こども園	合計																																															
H27	2,293	5,791	8,084																																															
H28	2,593	7,007	9,600																																															
H29	1,972	6,018	7,990																																															
H30	2,037	4,758	6,795																																															
年度	延べ利用人数（人）																																																	
	一時預かり（一般型）	ファミリーサポートセンター（未就学児）	合計																																															
H27	868	1,385	2,253																																															
H28	927	1,656	2,583																																															
H29	1,071	1,372	2,443																																															
H30	1,006	1,117	2,123																																															
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をします。	平成30年度には、4施設で実施し、延べ利用人数は686人となっています。	市内4施設において実施していますが、波崎地区においては実施施設がないため、地域格差が課題となっています。	B																																														

事業名	事業概要	実績	第1期計画の評価・現在抱えている課題	評価																									
(ファミリーサポートセンター事業) 子育て援助活動支援事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	<p>平成30年度には、ファミリーサポートセンター本部1か所、支部1か所で実施し、延べ利用人数（就学児）は590人となっています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>延べ利用人数（人）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td><td>874</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>694</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>558</td></tr> <tr> <td>H30</td><td>590</td></tr> </tbody> </table>	年度	延べ利用人数（人）	H27	874	H28	694	H29	558	H30	590	子育てサポーターの確保が課題となっています。	A															
年度	延べ利用人数（人）																												
H27	874																												
H28	694																												
H29	558																												
H30	590																												
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦健康診査14回分及び平成30年度より産婦健康診査2回分の費用を一部助成し、受診の勧奨を行い、安全・安心な出産を迎えるよう支援を行う事業です。	<p>平成30年度は、妊娠届出数791人、受診票交付件数11,704件、受診率は81.6%となっています。</p> <p>妊娠届出又は他市町村から転入した際に妊婦健康診査の受診票を交付し、受診勧奨を行いました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>妊娠届出数（人）</th><th>妊婦健診受診票交付件数（件）</th><th>延べ受診回数（回）</th><th>受診率（%）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td><td>832</td><td>12,213</td><td>9,396</td><td>76.9</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>840</td><td>12,400</td><td>9,709</td><td>78.3</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>826</td><td>12,147</td><td>9,521</td><td>78.4</td></tr> <tr> <td>H30</td><td>791</td><td>11,704</td><td>9,550</td><td>81.6</td></tr> </tbody> </table> <p>※妊婦健康診査は妊娠週に合わせて実施すること、及び妊婦健康診査第14回目は妊娠39週頃に実施しますが、それまでに出産される方が多く（約7割）受診を要しない分も「未受診」扱いとなり、その数値が延べ受診者数及び受診率に反映しています。</p>	年度	妊娠届出数（人）	妊婦健診受診票交付件数（件）	延べ受診回数（回）	受診率（%）	H27	832	12,213	9,396	76.9	H28	840	12,400	9,709	78.3	H29	826	12,147	9,521	78.4	H30	791	11,704	9,550	81.6	<p>妊婦健康診査に係る費用を一部助成することにより、経済的負担の軽減及び受診勧奨が図れました。経済的支援のほか、妊娠・出産に係る不安の軽減及び育児知識を習得するマタニティセミナー・ニューファミリーセミナーの開催事業等と併せ、安全・安心に出産が迎えられるよう多角的に支援を継続していく必要があります。</p>	A
年度	妊娠届出数（人）	妊婦健診受診票交付件数（件）	延べ受診回数（回）	受診率（%）																									
H27	832	12,213	9,396	76.9																									
H28	840	12,400	9,709	78.3																									
H29	826	12,147	9,521	78.4																									
H30	791	11,704	9,550	81.6																									
補足給付を行ふ事業 実費徴収に係る	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の実施を検討しました。	令和元年10月から、新制度に移行していない幼稚園においては、食事の提供に要する費用について、低所得世帯や多子世帯を対象に費用の一部を補助しています。	D																									
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。	合同会社1園が、小規模保育事業認可施設として平成30年度新規開設しました。	新たに整備した施設等が安定的、かつ継続的に事業を運営していくため、また、新規事業者が利用者との信頼関係を築いていくために、支援・相談・助言を行う必要があります。	C																									

(2) 第1期計画期間の推進計画別実績及び評価等

第1期計画の推進計画別に、実績及び評価等をまとめると次のとおりです。

推進計画内容	取組の内容	課名	取組の状況	第1期計画の評価・現在抱えている課題	評価
幼稚園及び保育所の認定こども園への移行促進・普及	<p>認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に利用できる施設であることから、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に努めるとともに、認定こども園の普及を図ります。また、幼稚園教諭と保育士への合同研修等に努めます。</p>	子育て支援課	<p>平成30年度については、公立保育所1園と公立幼稚園1園が統合し、幼保連携型認定こども園を新設しました。</p> <p>令和元年度については、公立幼稚園1園が廃園となり、幼保連携型認定こども園を新設したほか、民間保育所1園が幼保連携型認定こども園に移行しました。</p>	公立施設の認定こども園への移行に関しては、平成27年2月に策定しました「神栖市子どものための施設等再編基本計画」に基づく移行が終了し、一旦の事業目的を達成したといえます。民間保育所の認定こども園化への促進に関しては、認可に関する相談や助言等支援を行っています。	A
		学務課	<p>平成30年度及び令和元年度に、波崎地区の幼稚園2園を廃園し、認定こども園を新設しました。</p> <p>令和元年度「神栖市立幼稚園・こども園連合会」(旧神栖市立幼稚園教育会)を立ち上げ、園長会・主任会・園長主任会・研究会実行委員会・特別支援教育コーディネーター研修会等を実施しました。</p> <p>認定こども園に移行予定の幼稚園の3歳児と4歳児を対象に、給食体験を実施しました。</p>	保育所保育指針、幼稚園教育要領について教師と保育士が共通理解を図る必要があります。	B
質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進	<p>乳幼児期の発達は連続性を有し、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業者等との相互の連携を図ります。</p> <p>また、認定こども園、幼稚園及び保育所等と小学校などとの連携を図ります。</p>	子育て支援課	<p>公立、私立を問わず、市内の認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業及び小学校が連携し、相互理解を深めるとともに、保幼小連絡協議会を設置し、小学校への円滑な接続を図っています。</p>	0歳から5歳までの子どもの成長や学びの連続性を考慮し、0歳から2歳児に係る教育・保育の取組と3歳以上児に係る教育・保育の取組を連携する必要があります。	C
		学務課・教育指導課	<p>子育て支援事業の一環として、園庭開放事業や家庭教育学級を実施しました。</p> <p>各幼児教育施設に園内リーダー、各小学校に保幼小接続コーディネーターを配置し、就学時に係る情報交換をする等密な連携を図りました。</p>	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校の勤務形態が異なるため、合同研修の時間を確保することが難しい状況となっています。	B
育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援	産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて特定教育・保育施設等を利用できるようにするため、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに	子育て支援課	子育てコンシェルジュの配置や子育てアプリを通して、積極的な情報提供に取り組んでいます。	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもの継続利用など、家庭状況に応じた相談や助言等支援を行っています。	C

推進計画内容	取組の内容	課名	取組の状況	第1期計画の評価・現在抱えている課題	評価
	に、計画的な特定教育・保育施設等の整備に努めます。				
児童虐待防止対策の充実	養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、児童相談所などの関係機関と連携強化を図ります。	こども福祉課	虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童、出産後の養育について出産前から支援することが特に必要な妊婦の早期発見及び適切な保護を図るため、児童相談所や警察、医療機関、教育委員会、児童福祉担当課などで構成される要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議を通して、関係機関の情報共有化と役割分担による連携した支援を実施しています。	虐待ケースの増加と複雑化、多様化に対応し、多方面からの支援を実施するため、専門職の確保と支援方針の明確化、ケース進行管理のための相談体制の強化が課題となっています。	A
ひとり親家庭の自立支援の推進	母子家庭及び父子家庭に対しては、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策など、総合的な自立支援に努めます。	こども福祉課	母子、父子家庭及び両親のいない家庭を対象に、児童を養育している方に手当を支給するとともに、ひとり親家庭の安定に資する資格取得を促進し、児童の健全育成と生活面での負担軽減を図っています。	ひとり親家庭に係る各種施策による制度等の周知、情報提供をしていく必要があります。	A
障がい児施策の充実等	障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・治療を推進するため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を進めます。また、保健、医療、福祉、教育等の連携により、在宅生活や就学支援の体制整備に努めるとともに、児童発達支援センターの整備を図ります。さらに、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、一人一人の希望に応じた適切な支援に努めます。	障がい福祉課	サービス担当者会議の開催や特別支援教育連絡会議に参加し、関係機関の担当者から障がい児の支援について協議を実施しています。 児童発達支援事業所（つくしんぽーなのはな）を2事業所開設し、早期療育の実施や保護者への指導・助言等を行います。	現在、市で開設している児童発達支援事業所について、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うための体制強化が課題です。	B
		学務課・教育指導課	各幼児教育施設に特別支援教育コーディネーターを配置しました。 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成を促し、全職員が共通理解のもと支援する体制を整えました。 特別支援連携協議会において、市内の各機関との連携体制を図りました。	障がいのある子どもの個人差が大きいことから、関係各機関と連携し、一人一人に必要な支援を行う必要があります。	B
		健康増進課	妊婦健診費用助成、乳幼児集団健診、乳児健診費用助成、育児相談、訪問指導等を実施し、疾患の早期発見及び早期支援を図っています。	乳幼児集団健診を実施するに当たり、医師を始め保健師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士等の専門職の確保が課題です。	A

第1章 計画策定に当たって

推進計画内容	取組の内容	課名	取組の状況	第1期計画の評価・現在抱えている課題	評価
		子育て支援課	茨城県保育協議会等が主催する研修会等に積極的に参加し、障がい児保育を始め、様々なテーマに関する専門的な研修を受講することにより、保育士、保育教諭の資質向上に努めています。	教育・保育施設の受入れ体制に子どもの障がいの状況や保護者の状況が合致せず、入所したくてもできない状況がみられます。	B
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及	仕事と生活の調和の実現に向け、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成が図られるよう、普及・啓発に努めます。	市民協働課	男女共同参画推進事業者表彰として、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指して取組を行っている企業や、子育て支援を推進している事業者等を表彰し、広報紙やホームページへ掲載しました。また、定時退社を促す「ありがとう day（思いやりを持って家族に感謝する日）」の設置に向けて調査及び検討を行いました。	事業者の表彰に関しては、広報紙等で公募しているが応募がないのが現状であり、事業者選定に苦慮しています。「ありがとう day」については、各課の状況に合わせて、任意の日を月に1日「ありがとう day」とし、定時退社を促すものですが、ノー残業デーとの区別が難しい状況です。	B
仕事と子育ての両立のための基礎整備	保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、一時預かり事業、病児・病後児保育事業の充実、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）の促進等により、多様な働き方に対応した子育て支援に努めます。	子育て支援課	待機児童の解消を図るため、認可定員の増員や3歳未満の保育が必要な子どもを対象とした地域型保育事業の実施について、必要な支援を行っています。また、保育ニーズに応じ、地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を支援しています。	保育サービスの充実とともに仕事と生活の両立に関する意識啓発が必要です。	B
		こども福祉課	保護者が就労等により屋間家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供するとともに、地域の子育て支援の充実を図るために、放課後児童クラブを実施しています。	女性の社会進出や児童の安全確保の面から児童クラブのニーズは年々高まり、利用児童数は増加傾向ですが、小学校の余裕教室等、児童クラブ室の確保が困難な状況となっています。	A
放課後児童対策の強化	国による「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に行うための整備等に取り組み、放課後児童対策の強化を図ります。	こども福祉課	平成30年10月の総合教育会議に提案し、放課後対策として放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の構築を進めることができが決定されました。放課後児童クラブ運営委託事業者から先進事例の情報提供を受けるとともに、アドバイザー派遣により先進地の事例を学びました。	総合教育会議で決定した放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型構築に当たり、実施場所の確保と市民ニーズへの対応が課題です。	B
		教育指導課	総合教育会議において、子どもたちの放課後の居場所づくりや学習ができる場所など、総合的な放課後対策の在り方について協議をしました。また、ニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。	自主学習や読書活動等の学習の習慣化が図ってきており、時間を有効に活用できる児童・生徒が増加しました。児童クラブとの一体化による実施場所の確保が課題です。	B

(3) 幼稚園及び保育所の認定こども園化について

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に利用できる施設であることから、第1期計画では幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に努めるとともに、認定こども園の普及を推進してきました。

第1期計画策定時である平成26年度には「認定こども園ひらいづみ（私立）」の1園のみでしたが、平成27年度には、萬徳寺保育園（私立）が認定こども園に移行し、平成30年度には旧明神幼稚園（公立）と旧波崎保育所（公立）を統合し、認定こども園を新設しました。令和元年度には、神栖第二あおぞら園（私立）が認定こども園に移行し、旧植松幼稚園（公立）に保育所の機能を加え、認定こども園を新設したため、令和元年度時点での認定こども園は5園（公立2園、私立3園）となっています。

【認定こども園の利用実績】 単位：定員数・利用者数（人）、施設数（か所）

区分		年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
認定こども園	神栖区域	施設数	2	2	2	2	3
		定員数	610	600	600	610	730
		利用者数	580	568	560	562	674
		1号	280	273	270	268	290
		2号	198	191	184	180	251
		3号	102	104	106	114	133
	波崎区域	施設数				1	2
		定員数				80	215
		利用者数				72	187
		1号				22	103
		2号				29	51
		3号				21	33

(4) 子ども関連施設の再編について

公立の幼稚園・保育所・認定こども園といった教育・保育施設及び児童館の再編・整備については、平成27年12月に策定された「神栖市子どものための施設等再編基本計画」に基づき、施設の老朽化や少子化など、地域の実情に応じて計画的に進めてきました。

教育・保育施設については、平成30年度に幼保連携型認定こども園波崎こども園を新設、令和元年度には、幼保連携型認定こども園土合こども園を新設したほか、大野原保育所改築工事を実施しました。

また、児童館については、平成29年度に大野原児童館改築工事を実施しました。平成30年度には、波崎西児童館に図書コーナーや防球ネット設置のための改修工事を実施したほか、老朽化したうすも児童館を移設するための改修工事を行いました。

暫定的に移設して運営しているうすも児童館は、令和3年度をめどに改築工事を計画しています。

3 振り返り

共働き世帯の増加や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化により、保護者のニーズは多様化しており、ニーズの変化のスピードも近年においてはますます早くなっています。

本市ではニーズの把握に努め、また、利用者のニーズの把握に努めるだけではなく、関係団体等に対し意向調査を実施するなど、より充実した子ども・子育て支援を行えるよう努めてきました。

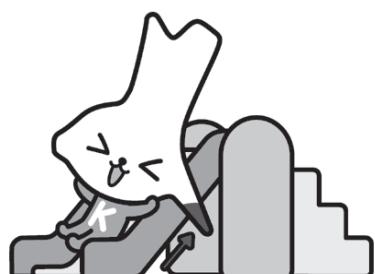
その結果、第1期計画期間における事業別並びに推進計画別の評価としては、全体の8割で「計画通り遂行した」の評価となり、計画の実施を行うことができ、また、ニーズに応えられるよう必要に応じた事業の拡大を行うことができました。

特に大きな取組として、認定こども園の普及や子ども関連施設の再編が挙げられます。

また、平成28年度に市内全小学校で放課後子供教室を開始し、安心して宿題や学習、読書などに取り組める自主学習の場を設定することで、放課後児童対策の充実を図ってきました。

さらに、令和元年度には保健師や子育てコンシェルジュを配置した子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠・出産・子育てに係る各種の相談に応じ支援プランを作成するなど、切れ目のない支援体制の構築を図りました。

しかしながら、少子高齢化の進行に伴う児童の減少が予測される中、女性の社会進出や経済状況を取り巻く環境の厳しさなどから共働き家庭は増加し続ける見込みがあること、また、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化により、子育ての負担や不安、孤立感の高まっていることなどから、課題も多く、本市としてどのように対策を行い、より充実した子ども・子育て支援事業を行えるかが重要となっています。



第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

- 第1 統計からみる本市の現状
- 第2 教育・保育施設（幼稚園・保育所等）の状況
- 第3 利用希望把握調査の概要
- 第4 関係団体等意向調査の概要
- 第5 子ども・子育て支援事業の課題

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第1 統計からみる本市の現状

1 人口構成

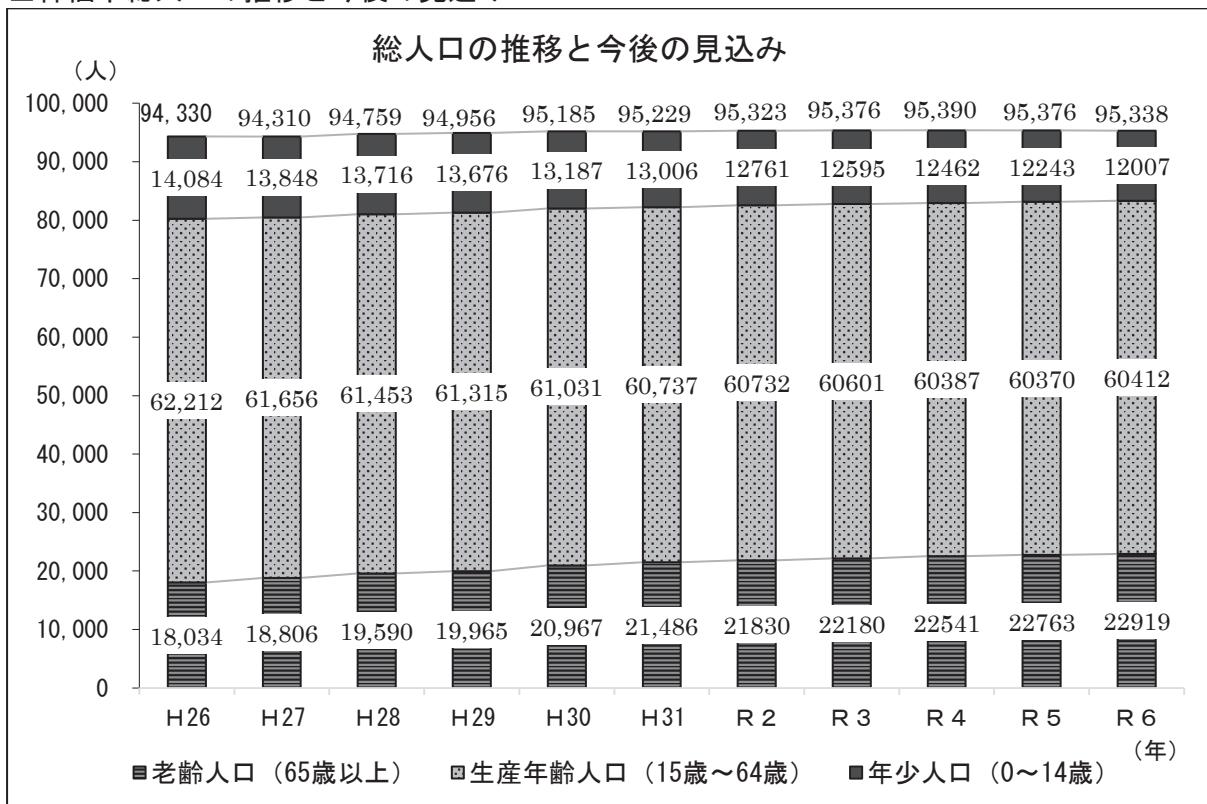
総人口は、平成26年4月の94,330人から平成31年4月の95,229人へと899人の増加となっていますが、今後の推計では、令和6年の95,338人へと109人の緩やかな増加が見込まれます。

0歳から14歳の年少人口は、平成26年4月の14,084人から平成31年4月の13,006人へと1,078人の減少となっており、今後の推計においても、令和6年の12,007人へと999人の減少が見込まれます。

15歳から64歳の生産年齢人口は、平成26年4月の62,212人から平成31年4月の60,737人へと1,475人の減少となっており、今後の推計では、令和6年の60,412人へと325人の減少が見込まれます。

一方、65歳以上の老齢人口は、平成26年4月の18,034人から平成31年4月の21,486人へと3,452人の増加となっており、今後の推計では、令和6年の22,919へと1,433人の増加が見込まれており、少子高齢化の進行が依然として進んでいることがうかがえます。

■神栖市総人口の推移と今後の見込み



推計方法：コーホート¹変化率法²

¹「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指します。

²「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

2 出生数・合計特殊出生率

出生数は減少傾向にあり、前年に比べ特に大きな減少がみられる年の前年からの減少数は、平成25年は116人、平成28年は90人となっています。

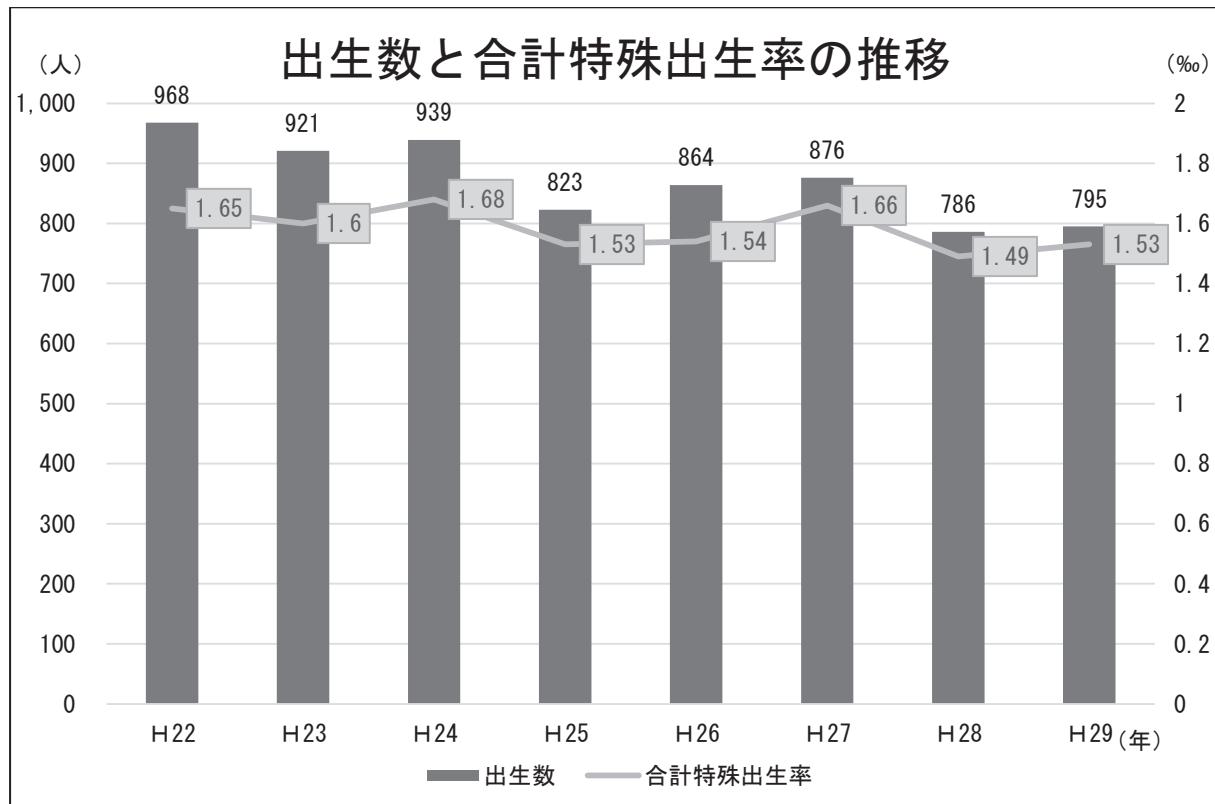
合計特殊出生率³については、国や県と比較すると神栖市は高い値で推移をしています。

■合計特殊出生率の比較

単位：‰

区分	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43
茨城県	1.44	1.39	1.41	1.42	1.43	1.48	1.47	1.48
神栖市	1.65	1.60	1.68	1.53	1.54	1.66	1.49	1.53

■出生数と合計特殊出生率の推移



留意事項：全国値は母の年齢15歳から49歳の各歳における出生率の合計、都道府県の値は平成26年まで及び平成28年以降は母の年齢5歳階級における出生率の5倍の合計、平成27年は母の年齢15歳から49歳の各歳における出生率の合計である。

³ 「合計特殊出生率」とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に何人の子どもを産むのかを推計したものです。

3 児童数の予測

0歳から5歳の人口は、平成31年4月までの過去5年間で400人が減少し、今後の5年間においても、282人の減少が予測されます。

6歳から11歳の人口は、平成31年4月までの過去5年間で178人が減少し、今後の5年間においても、460人の減少が予測されます。

■人口の推移・推計値

単位：人
各年4月1日現在

区分	実 績 値					推 計 値				
	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
0歳	881	868	779	779	788	776	766	762	758	750
1歳	793	912	864	797	795	798	786	776	772	768
2歳	841	788	899	865	794	791	794	782	772	768
3歳	917	858	787	896	846	787	784	787	775	765
4歳	911	911	848	780	889	838	779	776	779	767
5歳	942	915	903	843	773	882	831	772	769	772
0歳～5歳 計	5,285	5,252	5,080	4,960	4,885	4,872	4,740	4,655	4,625	4,590
6歳	952	930	900	883	838	761	868	818	760	757
7歳	949	944	925	906	877	836	759	866	816	758
8歳	856	946	951	920	901	875	834	757	863	813
9歳	906	853	950	944	912	897	871	830	753	858
10歳	989	896	859	942	949	913	898	872	831	754
11歳	939	979	891	854	936	944	908	893	867	826
6歳～11歳 計	5,591	5,548	5,476	5,449	5,413	5,226	5,138	5,036	4,890	4,766
0歳～11歳 計	10,876	10,800	10,556	10,409	10,298	10,098	9,878	9,691	9,515	9,356

資料：「住民基本台帳人口（外国人住民を含む。）」

推計方法：コホート変化率法

第2 教育・保育施設（幼稚園・保育所等）の状況

1 第1期計画の量の見込みと確保の内容、実績

（1）1号認定（幼稚園・認定こども園）

第1期計画期間の1号認定について、神栖区域では実績が量の見込みを上回る結果に、波崎区域では実績が量の見込みを下回る結果となっていますが、定員数は両区域とも実績を上回る量を確保できています。

■1号認定の第1期計画の量の見込みと確保の内容、実績

区分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
（認定こども園含む）	神栖区域	量の見込み	559人	535人	521人	512人
		施設数（確保量）	5か所	5か所	5か所	6か所
		定員数（確保量）	886人	876人	882人	895人
		実績	715人	658人	593人	587人
		3歳	228人	167人	175人	226人
	波崎区域	4歳	232人	250人	174人	190人
		5歳	255人	241人	244人	171人
		量の見込み	269人	257人	259人	248人
		施設数（確保量）	3か所	3か所	3か所	3か所
		定員数（確保量）	400人	400人	400人	330人
		実績	159人	148人	147人	159人
		3歳	53人	50人	39人	64人
		4歳	40人	57人	51人	43人
		5歳	66人	41人	57人	52人
						41人

（2）2・3号認定（保育所、認定こども園、認可外保育施設・事業所内保育施設）

第1期計画期間の2・3号認定について、市内全域の実績が平成27年度は2,664人、平成28年度は2,666人、平成29年度は2,665人、平成30年度は2,671人、令和元年度は2,660人となっており、ほぼ横ばいとなっています。

認定こども園化や新たな保育所の開園等により定員数を増やすことができ、待機児童数を減らすことができました。（「第2 2待機児童数の推移」に詳細を記載しています。）

■ 2・3号認定の第1期計画の量の見込みと確保の内容、実績

【保育所（園）、認定こども園】

区分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	
保育所（認定こども園含む）	神栖区域	量の見込み	2,096人	2,052人	2,007人	1,979人	1,992人
		0歳	137人	134人	132人	170人	169人
		1歳・2歳	728人	738人	727人	656人	660人
		3歳～5歳	1,231人	1,180人	1,148人	1,153人	1,163人
		施設数（確保量）	16か所	17か所	17か所	18か所	19か所
		定員数（確保量）	1,719人	1,749人	1,762人	1,830人	1,877人
	波崎区域	実績	1,860人	1,871人	1,877人	1,721人	1,708人
		0歳	69人	86人	61人	68人	76人
		1歳・2歳	601人	590人	671人	576人	583人
		3歳～5歳	1,190人	1,195人	1,145人	1,077人	1,049人
		量の見込み	973人	983人	978人	879人	867人
		0歳	65人	63人	62人	60人	58人

【認可外保育施設、事業所内保育施設】

区分		年 度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
事業所内保育施設・認可外保育施設	神栖区域	施設数（確保量）	4か所	3か所	3か所	4か所	6か所
		実績	24人	24人	33人	49人	32人
		0歳	0人	7人	7人	8人	6人
		1歳・2歳	7人	14人	16人	21人	14人
		3歳～5歳	17人	3人	10人	20人	12人
		施設数（確保量）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	波崎区域	実績	10人	14人	14人	15人	19人
		0歳	0人	3人	1人	1人	2人
		1歳・2歳	2人	5人	5人	5人	8人
		3歳～5歳	8人	6人	8人	9人	9人

2 待機児童数の推移

第1期計画期間において、市内全域で2号認定と3号認定で待機児童が発生しました。認定こども園化や新たな保育所の開園等により、確保量を増やすことができた結果、平成29年度には2号認定の待機児童が解消され、令和元年度の待機児童は0歳児1人と1歳児2人となっています。

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
2号	3歳～5歳	2	4	0	0	0
3号	0歳	3	7	8	3	1
	1歳	4	2	15	1	2
	2歳	2	1	6	6	0

3 区域別の教育・保育施設一覧

平成31年4月時点での区域別の教育・保育施設は以下のとおりです。

【神栖区域】

区分		施設名	備考
幼稚園	公立	うずも幼稚園	
		石神幼稚園	
		大野原幼稚園	
認定こども園	私立	平泉幼稚園	H27.4（幼保連携型）
		萬徳寺保育園	H27.4（幼保連携型）
		神栖第二あおぞら園	H31.4（幼保連携型）
保育所	私立	大野原保育所	
		星和保育園	
		深芝保育園	
		白十字保育園	
		軽野保育園	
		神栖あおぞら園	
		ぴよぴよ保育園	
		きさき保育園	
		こばと保育園	
		まゆ保育園	

区分		施設名	備考	
認可外保育施設		すずの丘保育園	H30.4	
		神栖ベビーランド	H28.4	
		うずも保育園	H31.4	
		第二こばと保育園	H31.4	
		ライフガーデン・神栖ベビールーム	H28.8(小規模保育施設)	
		おひさま保育園	H30.4(小規模保育施設)	
事業所内保育		託児園ハイジ		
		みつはこどもえん	H30.4(企業主導型)	
		みつはこどもえん(ひだまり広場)	H31.4(企業主導型)	
		マイinzリノ	H29.6	
事業所内保育		水戸ヤクルト神栖センター		
		神栖済生会病院		

【波崎区域】

区分		施設名	備考	
幼稚園	公立	須田幼稚園		
認定こども園	公立	波崎こども園	H30.4(幼保連携型)	
		土合こども園	H31.4(幼保連携型)	
保育所	私立	柳川保育園		
		波崎ひかり保育園		
		太田保育園		
		矢田部保育園		
		舎利保育園		
		みだ保育園		
		あすなろ保育園		
		土合舎利保育園	H26.7	
事業所内保育		マナ育児園		
		水戸ヤクルト波崎センター	R1.9	

第3 利用希望把握調査の概要

1 調査の実施概要

この調査は、令和2年度からの「神栖市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の策定に当たり、就学前児童及び小学生のいる世帯の子育てに関する生活実態や要望・意見等を把握し、計画づくりの基礎資料を得るため、就学前児童調査、就学児童調査を実施しました。

また、平成25年10月に第1期計画策定のため同様の調査を行っており、同じ設問については、比較の表を掲載しています。

(1) 調査地域・・・本市内

(2) 調査対象・・・就学前児童、小学生がいる世帯

(3) 対象数・・・① 就学前児童がいる世帯 1,800世帯
② 小学生がいる世帯 1,800世帯

(4) 調査方法・・・郵送配布、郵送回収、お礼状の送付

(5) 調査期間・・・平成31年1月～平成31年2月

(6) 調査内容・・・① 基本属性
② 家族状況
③ 保護者の就労状況・今後の就労意向
④ 教育・保育事業の利用状況・利用意向
⑤ 子育て支援事業の利用状況・利用意向
⑥ 子育てと就労の両立支援
⑦ 子育て環境

(7) 調査の実施結果

就学前児童調査は、1,800世帯に実施し、回収票数が1,054票、回収率は58.6%となりました。

就学児童調査は、1,800世帯に実施し、回収票数が1,174票、回収率は65.2%となりました。

■調査区分別対象数、回収票数、回収率

調査区分		対象数	回収票数	回収率
①就学前児童調査	前回（H25）	1,800世帯	1,043票	57.9%
	今回（H31）	1,800世帯	1,054票	58.6%
②就学児童調査	前回（H25）	1,800世帯	1,006票	55.9%
	今回（H31）	1,800世帯	1,174票	65.2%

(8) 調査の留意事項

- ① 比率は全て百分率（%）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100%を上下する場合もあります。
- ② 【複数回答】の問については、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問です。従って、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。

2 就学前児童調査結果の概要

(1) 保護者の就労状況

① 母親の就労状況

母親の就労状況については、「以前は就労していたが現在はしていない」が30.5%、「就労中／フルタイム」が28.7%、「就労中／パート・アルバイト等」が28.5%、「就労中／フルタイムで産休・育休・介護休業中」が6.2%、「就労中／パート・アルバイトで産休・育休・介護休業中」が2.7%、「今まで就労したことがない」が2.4%で、**“就労中”**が合計66.1%と7割弱となっています。

前回調査と比較すると、“就労中”的率が6.1%上昇し、その内フルタイムが5.5%を占めることから、就労している母親が増えており、特にフルタイムでの就労率が大きく増加しています。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
就労中／フルタイム	28.7	23.7
就労中／フルタイムで産休・育休・介護休業中	6.2	5.7
就労中／パート・アルバイト等	28.5	28.5
就労中／パート・アルバイトで産休・育休・介護休業中	2.7	2.1
以前は就労していたが現在はしていない	30.5	36.4
今までに就労したことがない	2.4	3.1
無回答	1.2	0.5

パート・アルバイト等で就労している母親（328人）のフルタイムへの転換希望については、「パート等の就労を続けることを希望」が54.3%、「転換希望はあるが実現できる見込みはない」が25.0%、「転換希望があり実現できる見込みがある」が10.4%、「就労をやめて子育てや家事に専念したい」が2.7%で、“現状維持”を望む人が半数強、“転換希望”的ある人が合計35.4%と4割弱という状況です。

前回調査と比較すると、“現状維持”を望む率が大きく増加し、半数以上を占めています。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
転換希望があり実現できる見込みがある	10.4	10.4
転換希望はあるが実現できる見込みはない	25.0	28.9
パート等の就労を続けることを希望	54.3	46.2
就労をやめて子育てや家事に専念したい	2.7	2.2
無回答	7.6	12.3

就労していない母親の就労希望については、「1年より先で末子の成長後に就労したい」が43.6%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が28.0%、「子育てや家事などに専念したい」が21.7%で、現在就労していない人で“就労したい”という人が合計71.6%と7割強にのぼっています。

前回調査と比較しても、大きな違いはみられません。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
子育てや家事などに専念したい	21.7	17.3
1年より先で末子の成長後に就労したい	43.6	42.7
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	28.0	31.2
無回答	6.6	8.8

就労していない母親の就労希望で「1年より先で末子の成長後に就労したい」と答えた人の就労希望時期（末子の年齢）については、「7歳以上」が33.8%，「3歳」が27.2%，「4歳」が11.9%，「6歳」が9.9%，「1歳」が7.3%，「2歳」が6.6%，「5歳」が3.3%で、「7歳以上」と「3歳」が主流を占めています。

項目	今回調査(%)
1歳	7.3
2歳	6.6
3歳	27.2
4歳	11.9
5歳	3.3
6歳	9.9
7歳以上	33.8

就労していない母親の就労希望で「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と答えた人の希望する就労形態については、「パート・アルバイト等」が82.5%，「フルタイム」が17.5%で、8割強の人がパート・アルバイト等を希望しています。

前回調査と比較すると、「フルタイム」が5.0%，「パート・アルバイト等」が4.4%と、同程度の増加となっていますが、増減率は「フルタイム」については40%となるため、特にフルタイムの就労希望が大きく上昇したといえます。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
フルタイム	17.5	12.5
パート・アルバイト等	82.5	78.1
無回答	0.0	9.4

② 父親の就労状況

父親の就労状況については、「就労中／フルタイム」が89.7%，「就労中／パート・アルバイト等」が0.5%，「就労中／フルタイムで育休・介護休業中」・「就労中／パート・アルバイトで育休・介護休業中」・「以前は就労していたが現在は就労していない」が0.1%（同率）で、ほとんどの人がフルタイムで働いていることがうかがえます。

前回調査と比較しても、大きな違いはみられません。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
就労中／フルタイム	89.7	94.6
就労中／フルタイムで育休・介護休業中	0.1	0.3
就労中／パート・アルバイト等	0.5	0.5
就労中／パート・アルバイトで育休・介護休業中	0.1	0.1
以前は就労していたが現在はしていない	0.1	0.5
今までに就労したことがない	0.0	0.0
無回答	9.6	3.9

(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

① 利用状況

定期的な教育・保育事業の利用の有無については、「利用している」が65.1%、「利用していない」が34.6%で、7割弱の人が利用していると答えており、前回調査でもほぼ同様の結果となっています。

利用している事業については、「認可保育所・園」(62.7%)、「認定こども園」(20.1%)、「幼稚園」(14.0%)、「小規模保育施設」(1.5%)、「幼稚園の預かり保育」・「その他の認可外の保育施設」(同率1.0%)、「事業所内保育施設」(0.7%)の順で、6割強の人が「認可保育所・園」を利用しているという状況です。

前回調査と比較すると、選択肢がやや異なるため正確な比較は困難ですが、「認可保育所・園」と「幼稚園」の率がやや低下し、「認定こども園」の率が大幅に上昇しており、「認可保育所・園」や「幼稚園」から「認定こども園」にシフトしている様子がうかがえます。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
幼稚園	14.0	20.7
幼稚園の預かり保育	1.0	0.6
認可保育所・園	62.7	69.6
認定こども園	20.1	7.9
小規模保育施設	1.5	—
家庭的保育	0.0	—
事業所内保育施設	0.7	0.9
その他の認可外の保育施設	1.0	0.3
居宅訪問型保育	0.0	0.1
ファミリーサポートセンター	0.1	0.3
その他	1.2	0.9
無回答	0.1	0.0

② 今後利用したい教育・保育事業

定期的に利用したい教育・保育事業については、「認可保育所・園」(63.6%)、「認定こども園」(34.4%)、「幼稚園」(22.3%)、「幼稚園の預かり保育」(12.0%)、「ファミリーサポートセンター」(4.4%)、「事業所内保育施設」(3.9%)、「小規模保育施設」(3.6%)、「居宅訪問型保育」(1.7%)、「その他の認可外の保育施設」(1.4%)、「家庭的保育」(0.8%)の順で、「認可保育所・園」と「認定こども園」を利用したいという人が多くなっています。

前回調査と比較すると、選択肢がやや異なるため正確な比較は困難ですが、「認可保育所・園」の率はさほど変わりませんが、「認定こども園」の率が大幅に上昇し、「幼稚園」の率がかなり低下しており、利用希望についても、「幼稚園」から「認定こども園」にシフトしている様子がうかがえます。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
幼稚園	22.3	29.7
幼稚園の預かり保育	12.0	11.8
認可保育所・園	63.6	62.3
認定こども園	34.4	17.4
小規模保育施設	3.6	—
家庭的保育	0.8	—
事業所内保育施設	3.9	4.7
その他の認可外の保育施設	1.4	3.1
居宅訪問型保育	1.7	2.9
ファミリーサポートセンター	4.4	8.1
その他	1.5	0.7
無回答	1.9	3.3

③ 無償化が実施された場合の利用希望

教育・保育事業の無償化が実施された場合の事業の利用については、「実施にかかわらず保育所を利用したい」が51.2%,「実施にかかわらず認定こども園を利用したい」が15.2%,「実施にかかわらず幼稚園を利用したい」が14.9%,「無償化なら保育所を利用したい」が7.9%,「無償化なら認定こども園を利用したい」が5.1%,「無償化なら幼稚園を利用したい」が1.3%,「無償化にかかわらず利用するつもりはない」が0.1%で,“保育所を利用したい”(無償化にかかわらず+無償化なら)という人が合計59.1%とおよそ6割にのぼり, 保育所が改めてクローズアップされる状況となっています。

項目	今回調査(%)
実施にかかわらず保育所を利用したい	51.2
実施にかかわらず認定こども園を利用したい	15.2
実施にかかわらず幼稚園を利用したい	14.9
無償化なら保育所を利用したい	7.9
無償化なら認定こども園を利用したい	5.1
無償化なら幼稚園を利用したい	1.3
無償化にかかわらず利用するつもりはない	0.1
その他	1.7

(3) 土曜・休日や長期休暇中の日の定期的な教育・保育事業の利用希望

① 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が65.6%、「月に1～2回は利用したい」が24.5%、「ほぼ毎週利用したい」が7.5%で、必要のない人が7割弱を占めるものの、“利用したい”という人も合計32.0%と3割強となっています。

前回調査と比較しても、大きな違いはみられません。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
利用する必要はない	65.6	64.2
ほぼ毎週利用したい	7.5	8.4
月に1～2回は利用したい	24.5	23.3
無回答	2.5	4.0

② 日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が82.4%、「月に1～2回は利用したい」が13.7%、「ほぼ毎週利用したい」が1.4%で、必要のない人が8割強、“利用したい”という人が合計15.1%と2割弱となっています。

前回調査と比較すると、ほぼ同様の結果となっています。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
利用する必要はない	82.4	80.0
ほぼ毎週利用したい	1.4	1.6
月に1～2回は利用したい	13.7	13.8
無回答	2.5	4.6

(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援センター等の利用状況

地域子育て支援センター等の利用状況については、「利用していない」(57.9%)、「児童センター、児童館、女性・子どもセンター」(39.0%)、「地域子育て支援センター」(8.0%)の順で、「児童センター、児童館、女性・子どもセンター」の利用率は約4割、「地域子育て支援センター」の利用率は1割弱となっています。

前回調査と比較しても、大きな違いはみられません。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
地域子育て支援センター	8.0	8.1
児童センター、児童館、女性・子どもセンター	39.0	36.6
利用していない	57.9	59.0
無回答	1.7	1.9

② 地域子育て支援センター等の今後の利用意向

今後の利用希望については、「新たな利用や日数を増やしたいとは思わない」が52.3%、「利用していないが今後利用したい」が23.5%、「利用しているが今後利用日数を増やしたい」が17.2%で、新たな利用や日数増加の希望のある人は合計40.7%と約4割という状況です。

ただし、前回調査と比較すると、新たな利用や日数増加の希望のある率は、減少(45.7%→40.7%)しており、「新たな利用や日数を増やしたいとは思わない」率が増加し、半数以上を占めています。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
利用していないが今後利用したい	23.5	26.8
利用しているが今後利用日数を増やしたい	17.2	18.9
新たな利用や日数を増やしたいとは思わない	52.3	47.0
無回答	7.0	7.6

(5) 病気の際の対応について（平日の教育・保育事業利用者のみ）

① 病気やケガ等で通常の事業が利用できなかったこと、対処方法

平日の定期的な教育・保育事業を利用している人が病気等で事業を利用できなかったことがあるかについては、「あった」が51.3%となっています。

その際の対処方法は、「母親が休んだ」(79.3%)、「親族・知人に子どもをみてもらった」(36.6%)、「父親が休んだ」(25.7%)、「父母のうち就労していない方が子どもをみた」(15.7%)、「病児・病後児の保育を利用した」(6.3%)、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」(0.4%)の順で、「母親が休んだ」が多くなっています。

前回調査と比較すると、「母親が休んだ」の率が上昇し、約8割を占めており、一方で「親族・知人に子どもをみてもらった」の率が大きく減少していることなどから、核家族化の進行がうかがえます。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
父親が休んだ	25.7	23.2
母親が休んだ	79.3	73.1
親族・知人に子どもをみてもらった	36.6	44.7
父母のうち就労していない方が子どもをみた	15.7	17.8
病児・病後児の保育を利用した	6.3	4.6
ベビーシッターを利用した	0.0	0.2
ファミリーサポートセンターを利用した	0.0	0.0
仕方なく子どもだけで留守番をさせた	0.4	0.4
その他	1.8	3.7
無回答	0.9	1.2

② 病児・病後児の保育施設の利用意向

「母親が休んだ」又は「父親が休んだ」と回答した方（389人）において、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったかどうかをたずねたところ、「利用したいとは思わない」が60.8%、「病児・病後児保育施設等を利用したい」が36.9%で、病児・病後児保育施設等を利用したいと思った人が4割弱となっています。

前回調査と比較しても、大きな違いはみられません。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
病児・病後児保育施設等を利用したい	36.9	39.1
利用したいとは思わない	60.8	58.4
無回答	2.3	2.6

また、利用したかった日数については、「1～3日」が29.3%、「4～6日」が28.7%、「7～10日」が21.3%、「11～20日」が8.5%、「21～30日」・「31日以上」が1.2%（同率）で、「1～3日」と「4～6日」が多くなっています。

項目	今回調査(%)
1～3日	29.3
4～6日	28.7
7～10日	21.3
11～20日	8.5
21～30日	1.2
31日以上	1.2

(6) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

① 一時預かり等の利用状況

私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している教育・保育事業については、「利用していない」が85.0%で、ほとんどの人が利用していませんが、利用している事業では、「幼稚園の預かり保育」(4.1%・43人),「一時預かり」(2.6%・27人),「ファミリーサポートセンター」(1.6%・17人)となっています。

前回調査と比較しても、大きな違いはみられません。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
一時預かり	2.6	2.8
幼稚園の預かり保育	4.1	3.4
幼稚園の2歳児の4月からの通園	0.0	0.0
ファミリーサポートセンター	1.6	1.8
夜間養護等事業:トワイライトステイ	0.0	0.0
ベビーシッター	0.0	0.0
その他	1.4	0.7
利用していない	85.0	86.0
無回答	5.6	6.6

② 一時預かり等の利用意向

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期の教育・保育事業を利用する必要があるかどうかについては、「利用する必要はない」が55.9%,「利用したい」が39.7%で、不定期の事業を利用する必要があるという人が約4割となっています。

前回調査と比較すると、「利用したい」の率が5.5%上昇していることから、ニーズが増加傾向にあることがうかがえます。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
利用したい	39.7	34.2
利用する必要はない	55.9	59.8
無回答	4.5	5.9

「冠婚葬祭、学校行事、通院等」(71.3%),「私用、リフレッシュ目的」(63.9%),「不定期の就労」(22.7%)の順で、「冠婚葬祭、学校行事、通院等」と「私用、リフレッシュ目的」が多くなっています。

前回調査と比較すると、「冠婚葬祭、学校行事、通院等」の率はさほど変わりませんが、「私用、リフレッシュ目的」の率がやや上昇しています。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
私用、リフレッシュ目的	63.9	58.0
冠婚葬祭、学校行事、通院等	71.3	70.3
不定期の就労	22.7	23.2
その他	5.0	3.1
無回答	1.4	5.0

③ 宿泊を伴う一時預かり等の状況

この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、子どもを泊まり掛けで家族以外にみてもらわなければならないことがあったかについては、「なかった」が81.6%、「あった」が15.9%で、「あった」という人は2割弱となってています。

前回調査と比較しても、大きな違いはみられません。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
あった	15.9	18.4
なかった	81.6	78.4

対処方法（168人）は、「親族・知人にみてもらった」（80.4%）、「仕方なく子どもを同行させた」（25.6%）、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」（1.8%）、「短期入所生活援助事業を利用した」（1.2%）、「認可外保育施設、ベビーシッター等を利用した」（0.6%）の順で、「親族・知人にみてもらった」がほとんどを占めています。

前回調査と比較すると、「親族・知人にみてもらった」の率が低下し、「仕方なく子どもを同行させた」の率が上昇していることから、核家族化の進行がうかがえます。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
親族・知人にみてもらった	80.4	85.4
短期入所生活援助事業を利用した	1.2	0.0
認可外保育施設、ベビーシッター等を利用した	0.6	1.0
仕方なく子どもを同行させた	25.6	18.2
仕方なく子どもだけで留守番をさせた	1.8	1.0
その他	2.4	1.0
無回答	0.0	0.5

(7) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

① 育児休業の取得状況

母親の育児休業の取得状況については、「働いていなかった」が49.5%、「取得した（取得中である）」が34.2%、「取得していない」が11.7%、「取得中に離職した」が2.3%で、取得率は合計36.5%と4割弱となっています。

前回調査と比較すると、「取得していない」の率が低下し、「取得した（取得中である）」の率が上昇していることから、育児休業を取得し、子育てと仕事の両立を希望する母親が増加傾向にあることがうかがえます。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
働いていなかった	49.5	51.5
取得した（取得中である）	34.2	28.1
取得中に離職した	2.3	2.3
取得していない	11.7	15.8
無回答	2.4	2.3

② 短時間勤務制度の利用状況

育児休業を取得した（取得中である）という母親の短時間勤務制度の利用状況については、「利用した（利用したい）」が42.5%、「利用したかったが利用しなかった」が28.9%、「利用する必要がなかった」が27.5%で、利用率（利用予定を含む）は4割強となっています。

前回調査と比較すると、利用率（利用予定を含む）は大幅に上昇（32.1%→42.5%）しています。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
利用する必要がなかった	27.5	21.5
利用した（利用したい）	42.5	32.1
利用したかったが利用しなかった	28.9	43.7
無回答	1.1	2.7

また、育児休業を取得した（取得中である）という父親の短時間勤務制度の利用状況については、「利用する必要がなかった」が56.3%、「利用した（利用したい）」が20.8%、「利用したかったが利用しなかった」が14.6%で、利用率（利用予定を含む）は約2割となっています。

前回調査と比較すると、利用率（利用予定を含む）は大幅に上昇（3.7%→20.8%）しています。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
利用する必要がなかった	56.3	37.0
利用した（利用したい）	20.8	3.7
利用したかったが利用しなかった	14.6	18.5
無回答	8.3	40.7

(8) 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援について

① 子育ての環境や支援の満足度

地域の子育て環境や支援に対する満足度について、満足度1（低い）～満足度5（高い）のうち一つをえらんでもらったところ、中間の「満足度3」が38.9%、「満足度4」が30.2%、「満足度2」が14.9%、「満足度5」が8.2%、「満足度1」が5.0%で、「満足度4・5」が38.4%と4割弱を占め、「満足度1・2」は19.9%と約2割にとどまり、子育て環境・支援に対する満足度は高いといえます。

前回調査と比較すると、「満足度1・2」の率はほぼ同様（前回18.8%→今回19.9%）ですが、「満足度4・5」の率が上昇（前回33.8%→今回38.4%）しており、この5年間で子育て環境・支援に対する市民の満足度がやや高まったことがうかがえます。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
満足度1	5.0	5.1
満足度2	14.9	13.7
満足度3	38.9	41.6
満足度4	30.2	27.3
満足度5	8.2	6.5
無回答	2.8	5.8

② 各事業等の満足度

各事業等の満足度（加重平均値による数量化で評価点を算出。下記参照）については、上位3位は「妊娠・出産時の医療費助成」、「子どもの医療費助成」、「こんにちは赤ちゃん」で、一方、下位3位は「休日保育の利用」、「病児・病後児保育の利用」、「夜間の診療所」となっています。

前回調査と比較すると、全ての事業等の満足度が上昇していますが、満足度が最も上昇しているのは「公園・広場など子どもの遊び場」で、次いで「夜間の診療所」、「病児・病後児保育の利用」で、一方、上昇率が最も低いのは「こんにちは赤ちゃん」・「かみす健康ダイヤル24」、次いで「離乳食教室」、「妊娠・出産時の医療費助成」・「保健センターでの相談」となっています。

事 業 等	今回の満足度	前回の満足度
妊娠・出産時の医療費助成（マル福・神福制度）	◎ 1位 1.36	◎ 1位 1.29
ニューファミリーセミナー・マタニティセミナー	0.74	0.66
こんにちは赤ちゃん（保健師等による2か月児訪問事業）	◎ 3位 1.04	◎ 3位 1.03
保健センターでの相談（育児栄養相談・母乳相談）	0.70	0.63
乳幼児健診（4か月児、6～7か月児、9～11か月児、1歳6か月児、3歳児）	0.96	0.81
離乳食教室	0.80	0.75
食育（乳幼児健診時や幼稚園、児童館等での栄養士などによる食育指導）	0.67	0.55
予防接種	1.03	0.86
子どもの医療費助成（マル福・神福制度）	◎ 2位 1.33	◎ 2位 1.19
夜間の診療所（鹿嶋市夜間小児救急診療所）	▲ 3位 0.34	-0.17
かみす健康ダイヤル24（24時間の電話医療相談）	0.69	0.68
保育所・園の利用	0.96	0.87
幼稚園の利用	0.74	0.48
認定こども園の利用	0.83	0.45
休日保育（日曜・祝日）の利用	▲ 1位 -0.06	▲ 1位 -0.31
病児・病後児保育の利用	▲ 2位 0.27	▲ 2位 -0.20
地域子育て支援センターの利用（私立保育園8園で実施）	0.84	0.75
児童館、児童センター、女性・子どもセンターの施設・設備	0.85	0.71
児童館、児童センター、女性・子どもセンターの事業内容	0.85	0.66
ファミリーサポートセンター	0.53	0.35
地域の子育て情報の得やすさ（子育てタウンアプリ、ママフレWEB、子育てガイドブックなど）	0.47	▲ 3位 -0.18
子育ての相談窓口、相談機会（子育てコンシェルジュ相談、幼児の相談教室おはなしひろば、子育てカウンセラー相談、家庭児童相談室など）	0.66	0.42
公園・広場など子どもの遊び場	0.46	-0.13

注1) 評価点（加重平均値）は、（「満足」の回答者数×2点+「やや満足」の回答者数×1点+「どちらでもない」の回

答者数×0点+「やや不満」の回答者数×-1点+「不満」の回答者数×-2点）÷（それぞれの回答者数の合計）

により算出。最高点は2.00点、最低点は-2.00点、中間点は0.00点となる。

注2) 満足度上位3位の事業には「◎」、下位3位の事業には「▲」を、評価点前に付けている。

(9) 市の子育て支援策として期待すること

市の子育て支援策として特に期待すること、重要なことについて、上限5つまでの複数回答として回答を求めたところ、「子どもが安心して遊べる公園等の整備」(53.6%)と「子育てに関する経済的支援の充実」(44.9%)、が他を引き離して第1・2位を占め、これまでの設問の結果にもみられたように、子どもの遊び場の確保と経済的支援の充実が特に重視されています。

その他では、「事業所等に対する職場環境整備への働きかけ」(37.9%)、「放課後児童クラブなど放課後対策の充実」(32.7%)、「子育てに関する情報提供の充実」・「地域住民による見守りや声かけ、パトロール」(同率30.3%)、「子どもを一時的に預かってくれる事業の充実」(28.8%)、「病児・病後児保育事業の充実」(27.2%)などと続き、職場の子育て環境整備への働きかけや放課後児童クラブの充実、情報提供の充実、地域住民の見守り、一時預かり等や病児・病後児保育の充実も重視されています。

項目	今回調査(%)
子育てに関する情報提供の充実	30.3
子育てに関する相談体制の充実	13.4
子育てに関する学習機会の充実	14.7
子育てに関する経済的支援の充実	44.9
子育てグループなどの自主的な活動への支援	2.1
子育てを支援するボランティアの育成	7.7
子どもを一時的に預かってくれる事業の充実	28.8
病児・病後児保育事業の充実	27.2
乳児保育の充実	8.1
延長保育の充実	19.1
障がい児保育の充実	6.2
放課後児童クラブなど放課後対策の充実	32.7
ファミリーサポートセンターの充実	3.7
妊娠・出産への支援	15.5
母子の健康づくりに向けた保健事業の充実	4.8
児童虐待防止に関する取組の充実	16.8
地域住民による見守りや声かけ、パトロール	30.3
子どもが安心して遊べる公園等の整備	53.6
事業所等に対する職場環境整備への働きかけ	37.9
道路、公共施設等のバリアフリー化	15.5
その他	3.0

3 就学児童調査結果の概要

(1) 保護者の就労状況

① 母親の就労状況

母親の就労状況については、「就労中／パート・アルバイト等」が43.7%、「就労中／フルタイム」が36.3%、「以前は就労していたが現在はしていない」が15.3%、「今まで就労したことがない」が1.6%、「就労中／パート・アルバイトで産休・育休・介護休業中」が0.3%、「就労中／フルタイムで産休・育休・介護休業中」が0.2%で、"就労中"が合計80.5%と8割を超えており、就学前児童（66.1%）を大きく上回っています。

前回調査と比較すると、前回の“就労中”が75.4%であったこと、また、今回は「就労中／フルタイム」の率がやや上昇し、一方で「以前は就労していたが現在はしていない」の率がやや低下していることから、「この5年間で小学生の母親の就労状況はフルタイムの就労を中心に増加し、8割を超えて高くなっている」ということがいえます。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
就労中／フルタイム	36.3	31.2
就労中／フルタイムで産休・育休・介護休業中	0.2	0.8
就労中／パート・アルバイト等	43.7	42.7
就労中／パート・アルバイトで産休・育休・介護休業中	0.3	0.7
以前は就労していたが現在はしていない	15.3	20.2
今までに就労したことがない	1.6	3.4
無回答	2.6	1.0

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望については、「パート等の就労を続けることを希望」が64.2%、「転換希望はあるが実現できる見込みはない」が19.9%、「転換希望があり実現できる見込みがある」が7.4%、「就労をやめて子育てや家事に専念したい」が2.5%で、“現状維持”を望む人が6割強、“転換希望”のある人が合計27.3%と3割弱という状況です。

前回調査と比較すると、“現状維持”を望む人がやや増加しています。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
転換希望があり実現できる見込みがある	7.4	6.0
転換希望はあるが実現できる見込みはない	19.9	24.5
パート等の就労を続けることを希望	64.2	60.2
就労をやめ子育てや家事などに専念したい	2.5	3.0
無回答	6.0	6.3

就労していない母親の就労希望については、「子育てや家事などに専念したい」が41.2%、「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」が36.2%、「1年より先で末子の成長後に就労したい」が14.1%で、現在就労していない人で“就労したい”という人が合計50.3%と約半数にのぼっています。

前回調査と比較すると、「子育てや家事などに専念したい」の率が大幅に上昇し、「1年より先で末子の成長後に就労したい」の率がかなり低下しています。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
子育てや家事などに専念したい	41.2	26.4
1年より先で末子の成長後に就労したい	14.1	23.8
すぐにでも、もしくは1年内に就労したい	36.2	35.7
無回答	8.5	14.0

就労していない母親の就労希望で「1年より先で末子の成長後に就労したい」と答えた人の就労希望時期（末子の年齢）については、「13歳」が39.3%、「10歳」が17.9%、「12歳」・「15歳以上」が10.7%（同率）、「11歳」が7.1%、「9歳」・「14歳」が3.6%（同率）で、「13歳」が多く、子ども中学生になったら働きたいという人が多くなっています。

項目	今回調査(%)
7歳未満	0.0
7歳	0.0
8歳	0.0
9歳	3.6
10歳	17.9
11歳	7.1
12歳	10.7
13歳	39.3
14歳	3.6
15歳以上	10.7

就労していない母親の就労希望で「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と答えた人の希望する就労形態については、「パート・アルバイト等」が94.4%、「フルタイム」が5.6%で、9割強の人がパート・アルバイト等を希望しています。

前回調査と比較しても、大きな違いはみられません。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
フルタイム	5.6	4.8
パート・アルバイト等	94.4	92.9
無回答	0.0	2.4

② 父親の就労状況

父親の就労状況については、「就労中／フルタイム」が83.6%、「以前は就労していたが現在は就労していない」が0.5%、「就労中／フルタイムで育休・介護休業中」・「就労中／パート・アルバイト等」が0.3%（同率）、「就労中／パート・アルバイトで育休・介護休業中」が0.1%で、ほとんどの人がフルタイムで働いていることがうかがえます（前回調査との比較は今回無回答が多いため省略）。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
就労中／フルタイム	83.6	94.4
就労中／フルタイムで育休・介護休業中	0.3	0.2
就労中／パート・アルバイト等	0.3	0.5
就労中／パート・アルバイトで育休・介護休業中	0.1	0.0
以前は就労していたが現在はしていない	0.5	0.5
今までに就労したことがない	0.0	0.0
無回答	15.2	4.3

(2) 放課後等の過ごし方について

① 現在の放課後の過ごし方

現在の放課後の過ごし方については、「自宅」(75.8%)、「習い事」(48.2%)、「放課後児童クラブ」(23.1%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(13.6%)、「放課後子ども教室」(6.1%)、「児童館、児童センター、女性・子どもセンター」(3.6%)、「ファミリーサポートセンター」(0.2%)の順で、「自宅」と「習い事」が代表的な回答となっており、「放課後児童クラブ」は2割強、「放課後子ども教室」は約6%、「児童センター、女性・子どもセンターなど」は4%弱という状況です。

前回調査と比較すると、「自宅」や「祖父母宅や友人・知人宅」の率が低下し、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」の率が上昇しており、市の放課後対策に関する事業を利用する人が増えている様子がうかがえます。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
自宅	75.8	80.2
祖父母宅や友人・知人宅	13.6	22.6
習い事	48.2	51.7
児童館、児童センター、女性・子どもセンターなど	3.6	4.1
放課後子ども教室	6.1	0.9
放課後児童クラブ	23.1	14.7
ファミリーサポートセンター	0.2	0.2
その他	10.8	14.8
無回答	0.7	0.6

② 今後の放課後の過ごし方

今後の放課後の過ごし方については、「自宅」(73.1%)、「習い事」(49.7%)、「放課後児童クラブ」(21.6%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(13.5%)、「放課後子ども教室」(4.4%)、「児童センター、女性・子どもセンターなど」(4.3%)、「ファミリーサポートセンター」(0.1%)の順で、「自宅」と「習い事」が代表的な回答となっており、「放課後児童クラブ」は2割強、「放課後子ども教室」と「児童センター、女性・子どもセンターなど」はそれぞれ4%強という状況です。

また、これら3つの現在の状況と今後の希望を比べると、「放課後児童クラブ」(現在23.1%→希望21.6%)と「放課後子ども教室」(現在6.1%→希望4.4%)を希望する率がわずかに低下し、「児童センター、女性・子どもセンターなど」(現在3.6%→希望4.3%)を希望する率がわずかに上昇しています。

前回調査と比較しても、大きな違いはみられません。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
自宅	73.1	74.4
祖父母宅や友人・知人宅	13.5	20.3
習い事	49.7	51.3
児童館、児童センター、女性・子どもセンターなど	4.3	5.8
放課後子ども教室	4.4	3.1
放課後児童クラブ	21.6	18.1
ファミリーサポートセンター	0.1	0.3
その他	11.8	17.1
無回答	2.6	2.2

(3) 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援について

① 子育ての環境や支援の満足度

地域の子育て環境や支援に対する満足度について、満足度1（低い）～満足度5（高い）のうち一つをえらんでもらったところ、中間の「満足度3」が37.8%、「満足度4」が21.8%、「満足度2」が12.5%、「満足度5」が6.6%、「満足度1」が3.9%で、“満足度4・5”が28.4%と3割弱、“満足度1・2”は16.4%と2割弱となっており、子育て環境・支援に対する満足度は比較的高いといえます。

ただし、就学前児童（“満足度4・5”が38.4%、“満足度1・2”が19.9%）と比べると、“満足度4・5”的率が大幅に低く、評価が厳しくなっています。

前回調査と比較すると、“満足度4・5”的率が上昇（前回24.4%→今回28.4%）し、“満足度1・2”的率が大幅に低下（前回26.7%→今回16.4%）しており、この5年間で子育て環境・支援に対する市民の満足度が高まったことがうかがえます。

項目	今回調査(%)	前回調査(%)
満足度1	3.9	6.2
満足度2	12.5	20.5
満足度3	37.8	45.0
満足度4	21.8	19.3
満足度5	6.6	5.1
無回答	17.3	4.0

② 各事業等の満足度

各事業等の満足度（加重平均値による数量化で評価点を算出。下記参照）については、上位3位は「子どもの医療費助成」、「予防接種」、「児童館、児童センター、女性・子どもセンターの施設・設備」で、一方、下位3位は「通学路の安全確保」、「夜間の診療所」、「公園・広場など子どもの遊び場」となっています。

前回調査と比較すると、満足度が上昇している事業等が多くなっていますが、満足度が最も上昇しているのは「公園・広場など子どもの遊び場」、次いで「夜間の診療所」、「放課後児童クラブ」で、一方、最も低下しているのは「PTA活動」、次いで「子ども会活動」、「放課後子ども教室」となっています。

事業等	今回の満足度	前回の満足度	単位：評価点
子どもの医療費助成（マル福・神福制度）	◎1位1.35	◎1位1.33	
予防接種	◎2位0.78	◎2位0.74	
夜間の診療所（鹿嶋市夜間小児救急診療所）	▲2位-0.26	▲1位-0.67	
かみす健康ダイヤル24（24時間の電話医療相談）	0.45	0.37	
放課後児童クラブ	0.58	0.18	
放課後子ども教室（※前回は地域子ども教室）	0.41	◎3位0.52	
子ども会活動	-0.01	0.11	
児童館、児童センター、女性・子どもセンターの施設・設備	◎3位0.59	0.51	
児童館、児童センター、女性・子どもセンターの事業内容	0.52	0.45	
家庭教育学級（講演会や子育て講座など）	0.31	0.27	
PTA活動	-0.05	0.14	
ファミリーサポートセンター	0.25	0.31	
地域の子育て情報の得やすさ（子育てタウンアプリ、ママフレWEB、子育てガイドブックなど）	0.16	-0.05	
子育ての相談窓口、相談機会（子育てコンシェルジュ相談、子育てカウンセラー相談、家庭児童相談室、教育相談など）	0.20	0.14	
公園・広場など子どもの遊び場	▲3位-0.07	▲2位-0.52	
通学路の安全確保	▲1位-0.44	▲3位-0.40	
交通安全教育	0.17	0.13	

注1) 評価点（加重平均値）は、（「満足」の回答者数×2点+「やや満足」の回答者数×1点+「どちらでもない」の回答者数×0点+「やや不満」の回答者数×-1点+「不満」の回答者数×-2点）÷（それぞれの回答者数の合計）により算出。最高点は2.00点、最低点は-2.00点、中間点は0.00点となる。

注2) 満足度上位3位の事業には「◎」、下位3位の事業には「▲」を、評価点前に付けている。

(4) 市の子育て支援策として期待すること

市の子育て支援について特に期待すること、重要なことについて、上限5つまでの複数回答として回答を求めたところ、「子どもが安心して遊べる公園等の整備」(52.6%)、「事業所等に対する職場環境整備への働きかけ」(47.4%)、「子育てに関する経済的支援の充実」(43.8%)が上位3位を占め、子どもの遊び場の確保と職場の子育て環境整備への働きかけ、経済的支援の充実が特に重視されています。

その他では、「病児・病後児保育事業の充実」・「地域住民による見守りや声かけ、パトロール」(同率32.5%)、「放課後児童クラブなど放課後対策の充実」(30.9%)、「子どもを一時的に預かってくれる事業の充実」(25.3%)などと続き、地域住民の見守りや病児・病後児対策の充実、放課後児童クラブの充実、一時預かり等の充実も重視されています。

就学前児童（「子どもが安心して遊べる公園等の整備」(53.6%)、「子育てに関する経済的支援の充実」(44.9%)、「事業所等に対する職場環境整備への働きかけ」(37.9%)、「放課後児童クラブなど放課後対策の充実」(32.7%)、「子育てに関する情報提供の充実」・「地域住民による見守りや声かけ、パトロール」(同率30.3%)、「子どもを一時的に預かってくれる事業の充実」(28.8%)、「病児・病後児保育事業の充実」(27.2%)の順）と比べると、上位項目はおおむね同様ですが、「事業所等に対する職場環境整備への働きかけ」が第2位、「病児・病後児保育事業の充実」が第4位（同率）になっており、これらを望む人が多くなっています。

項目	今回調査(%)
子育てに関する情報提供の充実	17.5
子育てに関する相談体制の充実	15.2
子育てに関する学習機会の充実	15.2
子育てに関する経済的支援の充実	43.8
子育てグループなどの自主的な活動への支援	1.6
子育てを支援するボランティアの育成	6.7
子どもを一時的に預かってくれる事業の充実	25.3
病児・病後児保育事業の充実	32.5
乳児保育の充実	4.9
延長保育の充実	10.6
障がい児保育の充実	9.0
放課後児童クラブなど放課後対策の充実	30.9
ファミリーサポートセンターの充実	3.7
妊娠・出産への支援	19.7
母子の健康づくりに向けた保健事業の充実	4.9
児童虐待防止に関する取組の充実	19.8
地域住民による見守りや声かけ、パトロール	32.5
子どもが安心して遊べる公園等の整備	52.6
事業所等に対する職場環境整備への働きかけ	47.4
道路、公共施設等のバリアフリー化	18.3
その他	5.3

第4 関係団体等意向調査の概要

1 調査の実施概要

この調査は、令和2年度からの「神栖市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の策定に当たり、関係団体等の意向を把握し、計画づくりの基礎資料を得るため、保育関係施設・幼稚園調査、子育て支援関係団体・機関調査、保育士・保育教諭調査を実施しました。

(1) 調査地域・・・本市内

(2) 調査対象・・・① 保育関係施設・幼稚園

(保育所・認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園)

② 子育て支援関係団体・機関

(児童館、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター、子育て支援団体)

③ 保育士・保育教諭

(3) 対象数・・・① 保育関係施設・幼稚園 33件

② 子育て支援関係団体・機関 45件

③ 保育士・保育教諭 466件

(4) 調査期間・・・令和元年7月

(5) 調査の実施結果

保育関係施設・幼稚園調査は33施設に配布し回収数は31票、子育て支援関係団体・機関調査は45施設に配布し回収数は39票、保育士・保育教諭調査は466人に配布し、回収数は296票となりました。

■調査区分別対象数、回収票数、回収率

調査区分	対象数	回収票数	回収率
①保育関係施設・幼稚園	33施設	31票	93.9%
②子育て支援関係団体・機関	45施設	39票	86.7%
③保育士・保育教諭	466人	296票	63.5%

(6) 調査の留意事項

- ① 比率は全て百分率（%）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100%を上下する場合もあります。
- ② 基数となるべき実数は、表中に“n=○○○”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。
- ③ 【複数回答】の問については、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問です。従って、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。
- ④ 回答に無回答がある場合、合計比率は100%を下回ります。

2 関係団体等意向調査結果の概要

(1) 保護者が抱えている悩みや問題

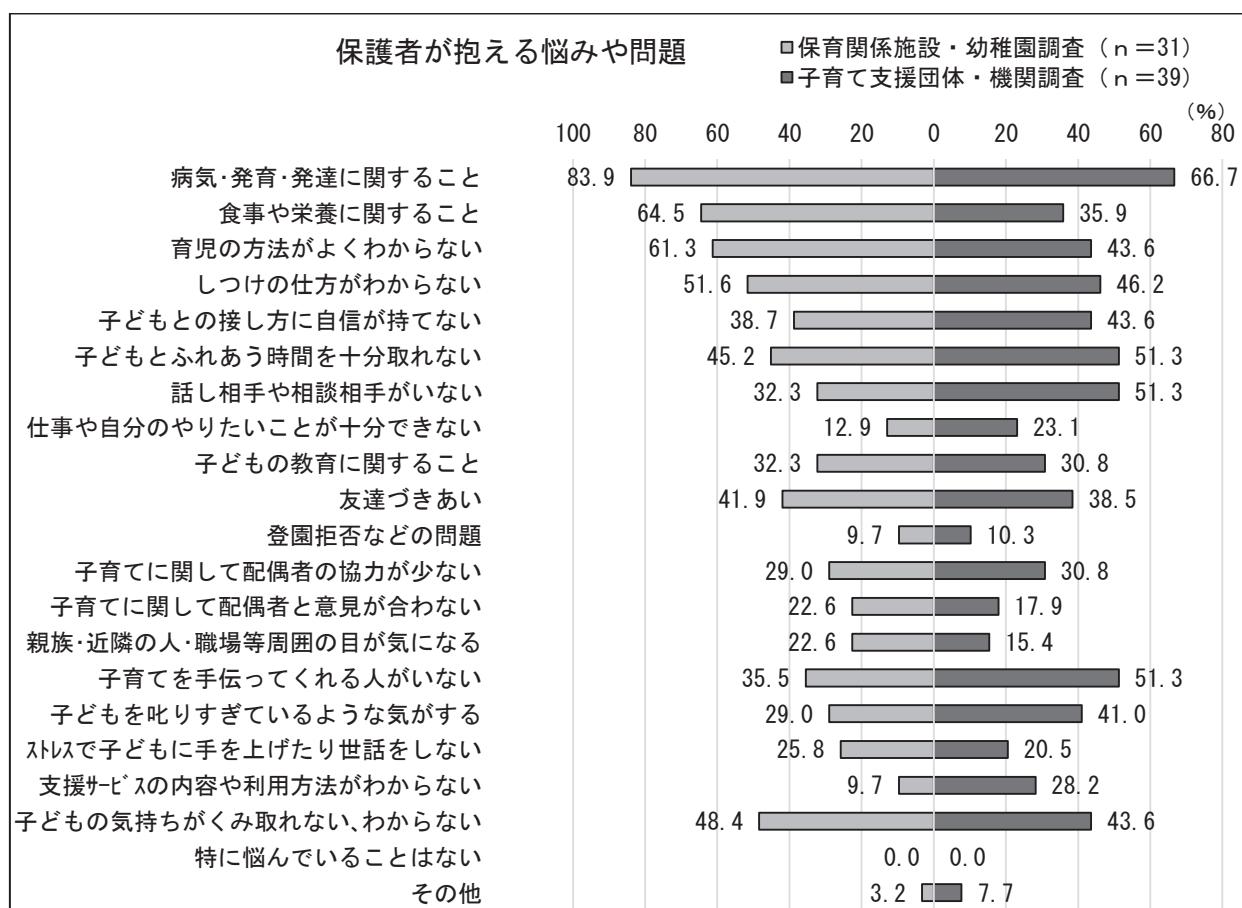
施設を利用している子どもやその保護者たちと接する中で、保護者は子育てに関してどのような悩みや問題を抱えていると感じるか保育関係施設・幼稚園、子育て支援団体・機関を対象に調査しました。

保育関係施設・幼稚園調査では、最も多かった回答が「病気・発育・発達に関するこ^と」で83.9%，2番目に多かった回答は「食事や栄養に関するこ^と」で64.5%，3番目に多かった回答は「育児の方法がよくわからない」で61.3%となりました。

子育て支援団体・機関調査では、最も多かった回答が「病気・発育・発達に関するこ^と」で66.7%，2番目に多かった回答は「子どもとふれあう時間を十分取れない」、「話し相手や相談相手がない」、「子育てを手伝ってくれる人がいない」の3つの項目でともに51.3%，3番目に多かった回答は「しつけの仕方がわからない」で46.2%となりました。

どちらの調査でも最も多かった回答は「病気・発育・発達に関するこ^と」との結果となり、異なる施設を利用してることから予測できる各家庭の子育て環境の違いに関係なく、多くの保護者にとって「病気・発育・発達に関するこ^と」に悩みや問題を抱えていると各施設が感じているという結果となりました。

また、どちらの調査でも「特に悩んでいることはない」の回答は0%となっており、どの保護者も何かしらの悩みや問題を抱えていると各施設が感じているということがわかります。



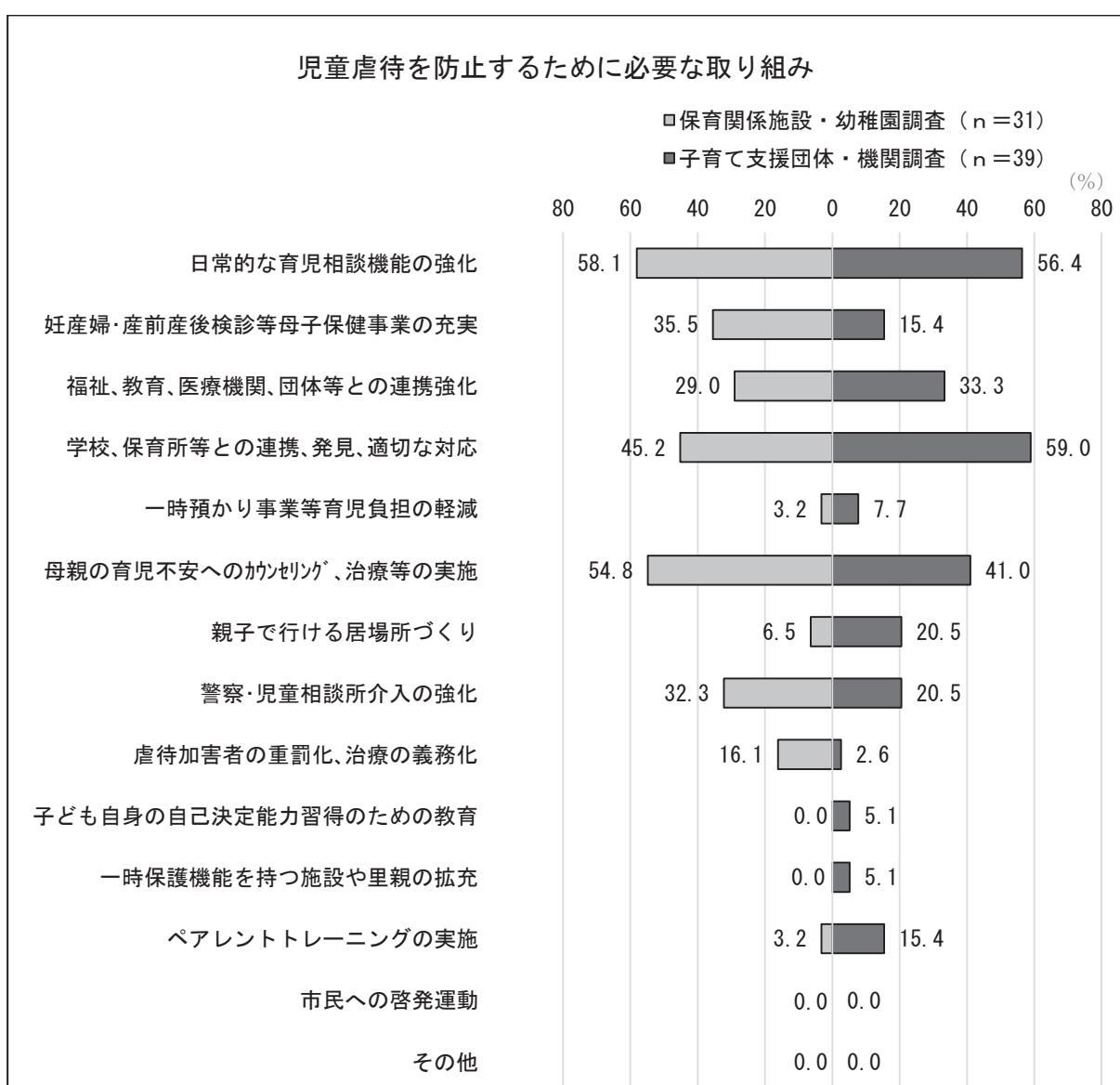
(2) 児童虐待を防止するために必要な取組

児童虐待を防止するにはどのような取組が必要だと思うか、保育関係施設・幼稚園、子育て支援団体・機関を対象に調査しました。

保育関係施設・幼稚園調査では、最も多かった回答が「日常的な育児相談機能の強化」で58.1%、2番目に多かった回答は「母親の育児不安へのカウンセリング、治療等の実施」で54.8%、3番目に多かった回答は「学校、保育所等との連携、発見、適切な対応」で45.2%となりました。

子育て支援団体・機関調査では、最も多かった回答が「学校、保育所等との連携、発見、適切な対応」で59.0%，2番目に多かった回答は「日常的な育児相談機能の強化」で56.4%，3番目に多かった回答は「母親の育児不安へのカウンセリング、治療等の実施」で41.0%となりました。

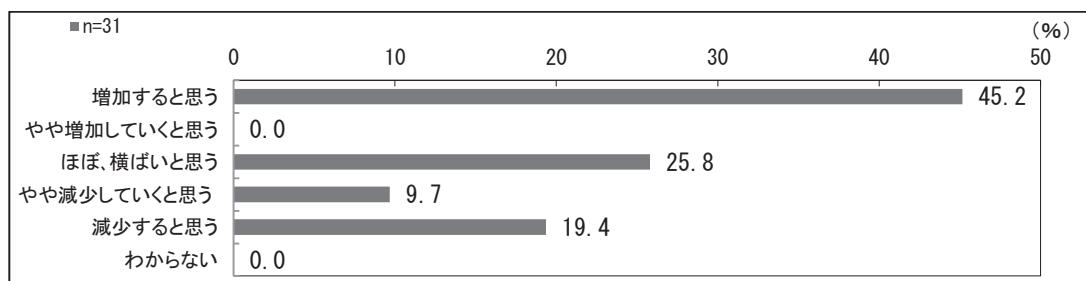
どちらの調査でも、回答数の多い割合の順番に違いはあるものの、上位3項目の内容が同一の結果となりました。



(3) 今後の保育サービスの需要の見通し

今後の教育・保育サービスの需要について保育関係施設・幼稚園を対象に調査しました。

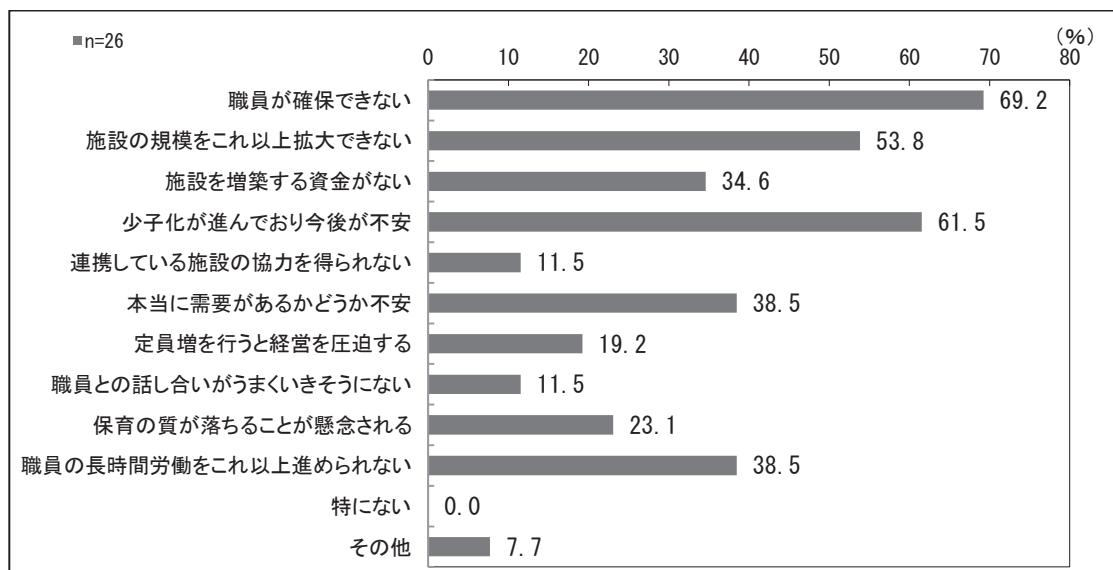
「増加すると思う」が45.2%で、「ほぼ横ばいと思う」25.8%, 「減少すると思う」「やや減少すると思う」の減少傾向にあると思うとの回答は合わせて29.1%となっており、増加傾向の予測が約半数近くを占めているものの、横ばいや減少傾向の予測もそれぞれ3割弱を占める結果となっています。



(4) 維持・拡大の場合に障害となる要素

保育関係施設・幼稚園調査において、保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業所に対し、入所・利用定員を維持あるいは拡大する場合、障害となる要素について調査しました。

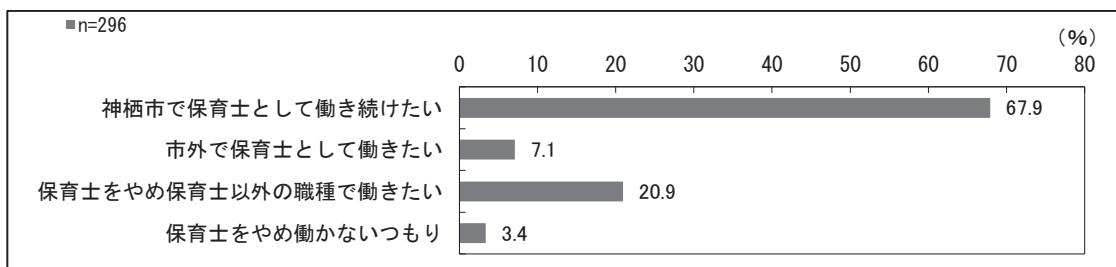
最も多かった回答が「職員が確保できない」69.2%，2番目に多かった回答は「少子化が進んでおり今後が不安」61.5%，3番目に多かった回答は「施設の規模をこれ以上拡大できない」で53.8%となりました。



(5) 保育士としての就労希望

今後の保育士としての就労希望を市内で働く保育士を対象に調査しました。

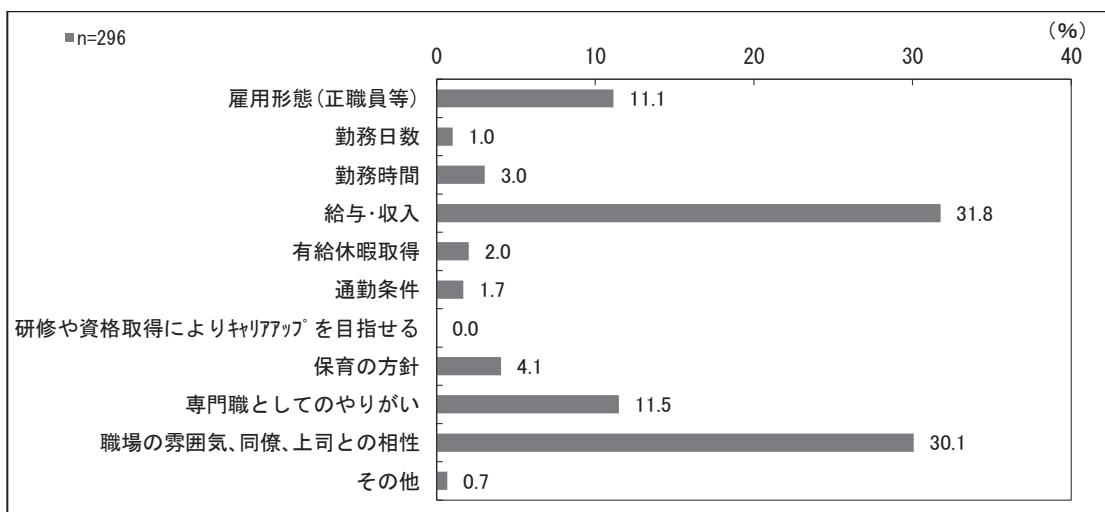
その結果、「神栖市で保育士として働き続けたい」が67.9%となっており、全体の7割近くが今後も神栖市で保育士として就労を希望している結果となっています。



(6) 保育士として働くために最も重視すること

保育士として働くために最も重視することは何か、市内で働く保育士を対象に調査しました。

最も多かった回答は「給与・収入」で31.8%，次いで多かった回答が「職場の雰囲気、同僚、上司との相性」で30.1%となっており、この2項目の回答を合わせると全体の6割強を占める結果となっています。



第5 子ども・子育て支援事業の課題

利用希望把握調査及び関係団体等意向調査によって浮かび上がった本市の子育て支援事業の課題は以下のとおりです。

1 満足度が低かった事業について

就学前児童調査及び就学児童調査において各事業等の満足度を調査する項目を設けました。この調査項目の満足度が低かった事業について、本市における子ども・子育て支援事業の課題と考えられます。

そのため、各調査における満足度下位3事業について、課題を洗い出し、具体的な改善策や方針について、利用希望把握調査の自由記述に頂いた意見も参考にし、事業ごとに以下にまとめます。(※「公園・広場など子どもの遊び場」については、次項の「2 市の子育て支援策として期待することについて」でまとめているため省略します。)

【就学前児童調査】

就学前児童調査における満足度下位3事業は、「休日保育の利用」、「病児・病後児保育の利用」、「夜間の診療所」となっていますが、この内、「病児・病後児保育の利用」、「夜間の診療所」に関して、前回調査時と比較して満足度の上昇が特に高かった事業であり、また、「休日保育の利用」に関しても前回調査時と比較すると満足度は上昇しています。

この結果から、前回調査時の約5年前に比べ、今回の満足度下位事業についても第1期計画期間中に改善が行われたことにより、満足度の上昇につながったものの、依然改善の余地があるということがいえます。

【就学児童調査】

就学児童調査における各事業等の満足度下位3事業は、「通学路の安全確保」、「夜間の診療所」、「公園・広場など子どもの遊び場」となっています。

「通学路の安全確保」に関しては、今回調査の満足度でワースト1であり、前回調査時と比較して0.04低下となっています。

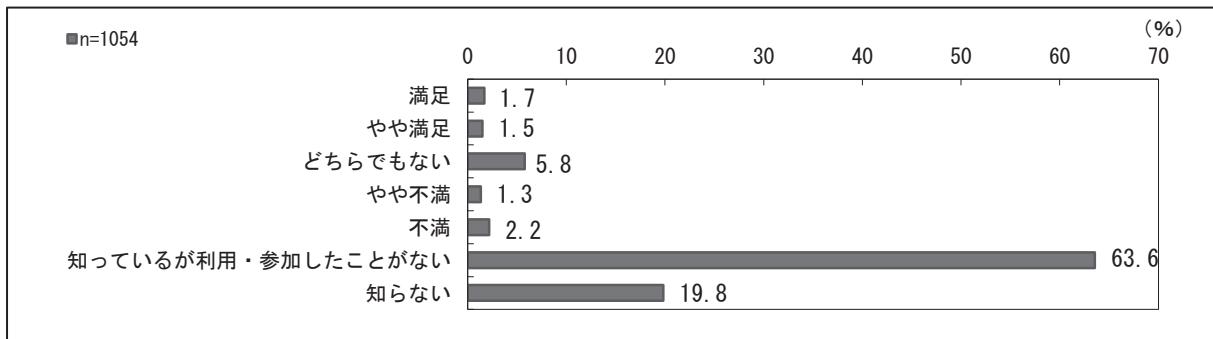
「夜間の診療所」、「公園・広場など子どもの遊び場」に関しては、前回調査時と比較して満足度の上昇が最も高かった事業となっており、この結果から、前回調査時の約5年前に比べ、今回の満足度下位事業についても第1期計画期間中に改善が行われたことにより、満足度の上昇につながったものの、依然改善の余地があるということがいえます。

(1) 休日保育の利用

子育て世代の就業率の上昇や働き方の多様化など、保育を必要とする家庭があります。ただし、その数は前回調査時と比較しても増加傾向にはなく、ほぼ同じ割合を占めています。(第2章 第3 2 (3)「土曜・休日や長期休暇中の日の定期的な教育・保育事業の利用希望」を参照。)

また、この調査項目に関しては、回答者の63.6%が「知っているが利用・参加したことがない」、19.8%が「知らない」となっており、この満足度の結果が実際の利用者若しくは利用希望者の満足度を示しているとは言い切れません。

■休日保育の利用についての満足度



一方で、休日保育を実施していない施設に今後の実施について調査した結果、回答があった全ての施設で今後の実施を「考えていない」との回答があり、その理由として最も多かった回答が「人材不足」でした。

以上の結果を踏まえ、本市としては、現状のサービス量を確保できるよう、また、今後の休日保育の利用希望の動向を把握しニーズに応えられるよう、必要に応じた施設との連携や人材不足に対処できるような施策の推進を進めます。

(2) 病児・病後児保育の利用

病児・病後児保育の利用希望について、前回調査時と比較しても増加傾向にはなく、ほぼ同じ割合を占めています。(第2章 第3 2 (5) ②「病児・病後児の保育施設の利用意向」を参照。)

また、利用実績においても、平成30年度には減少傾向にあります。

ただし、利用希望把握調査の自由記述部には受入れの増加希望の声もあり、「利用したいときに定員に空きがなかった」というような声もありました。原因としてはインフルエンザ等の感染症が流行する時期等に集中して利用希望があった場合に、その期間において定員に空きがなくなることが挙げられます。

このことから、インフルエンザ等の感染症が流行する時期、例えば冬等に一時的な定員の増加が行えるか等の検討の必要性があります。

一方で、親が病気の子どもを見守ることができる社会環境の整備も必要であり、無制限な量的拡大はすべきではないと考えます。このため、適正な量の提供と子育てと仕事の両立支援の推進に努めます。

(3) 夜間の診療所

夜間の診療について、自由記述部で「受入れがなくて困ったことがあった」等の意見がみられました。

現実問題として、本市を含め鹿行地域では、小児科医が不足しており、少数の医師で夜間の救急診療に対応している現状です。

この問題対策のため本市では、「かみす健康ダイヤル24」を設置しており、24時間年中無休で急病時に電話相談ができる体制を整えています。

今回の利用希望把握調査に回答頂いた方の7.8%が「かみす健康ダイヤル24」を「知らない」と回答しました。

「知らない」人の割合がなくなるよう、広報紙、健康カレンダー、子育てガイドブック等に掲載し、普及促進に努めます。

(4) 通学路の安全確保

通学路の安全確保については、自由記述部においても多く要望が寄せられており、早急な対策を講じる必要があります。

自由記述部において寄せられた意見として、

- ✓ 不審者や野良犬等、治安の改善要望
- ✓ 通学路における大型トラックの通り抜けや遊歩道の車両走行対策
- ✓ 危険運転の取締り強化
- ✓ 標識の劣化（特に波崎区域）
- ✓ ガードレール等の交通整備
- ✓ パトロール強化
- ✓ 街灯の設置

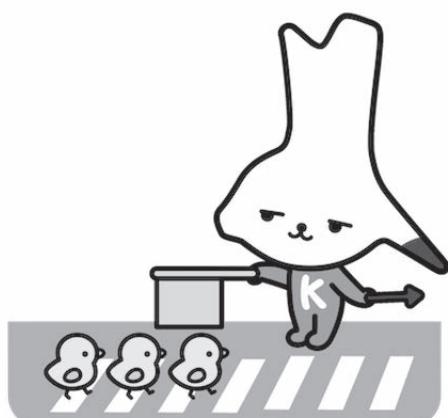
などの意見が寄せられました。

対策方法として、

- ✓ 通学帰宅時間帯における地域ボランティア等の見守りの設置及び推進
- ✓ 警察による危険運転の取締り強化並びにスクールゾーンのパトロール強化
- ✓ 市内の標識について劣化等の確認及び改善
- ✓ 通学路の街灯の状況確認及び必要に応じた設置

などが挙げられます。

通学路の安全性を高め、安心して子どもたちが学校へ通い、そして帰宅できるよう、関係機関と連携し早急な対策を講じます。



2 市の子育て支援策として期待することについて

市の子育て支援策として特に期待すること、重要なことについて、就学前児童調査と就学児童調査での調査結果が、回答数の多い割合の順番に違いはあるものの、上位3項目の内容が同一の結果となりました。

この結果から、今回の上位3項目については特に、本市の子育て支援策として取り組むべき課題であると考えられます。

区分	就学前児童	就学児童
子どもが安心して遊べる公園等の整備	53.6%	52.6%
子育てに関する経済的支援の充実	44.9%	43.8%
事業所等に対する職場環境整備への働きかけ	37.9%	47.4%

では、具体的な改善策や方針について、利用希望把握調査の自由記述に頂いた意見も参考にし、事業ごとに以下のとおりまとめます。

(1) 子どもが安心して遊べる公園等の整備

「子どもが安心して遊べる公園等の整備」については、就学前児童調査、就学児童調査、両調査結果において1番回答の多かった項目になっており、両調査ともに約半数以上の回答が集まった項目となっています。

また、就学児童調査においては満足度が低かった事業の下位3位として「公園・広場など子どもの遊び場」が挙がっています。

以上の結果を踏まえ、「子どもが安心して遊べる公園等の整備」は子どもの年齢を問わず、本市で子育てする多くの保護者が最も期待する支援策といえます。

では、具体的にはどのような整備が求められているのか、自由記述部に寄せられた意見として、

- ✓ 公園によって、治安の悪い箇所がある
- ✓ 遊具の充実の要望（大型遊具等）
- ✓ 各公園の遊具の多様性の要望
- ✓ 天候に左右されない遊び場の提供要望（室内遊び場等）
- ✓ 利用する子どもの年齢を区切った遊び場の提供要望
- ✓ 遊び場に行くまでの交通安全の確保に対する要望
- ✓ 地域による遊び場の充実度等の違いに対する不満
- ✓ 買い物と遊びが一体になった施設等の要望（例：子ども用品販売店やスーパーに公園が併設、複合商業施設等）

などの意見が寄せられました。

対策方法として、

- ✓ 各公園の点検及び必要に応じた対策
 - ✓ 公園新設時や遊具新調時等に、要望を可能な限り取り入れる
 - ✓ 通学路等の地域ボランティア等の見守りの設置及び推進
 - ✓ 警察による危険運転の取締り強化並びにスクールゾーンのパトロール強化
- などが挙げられます。

子どもたちにとってより安全で楽しめる遊び場を提供できるよう、関係機関と連携し、対策を講じます。

(2) 子育てに関する経済的支援の充実

子育てに関する経済的支援の充実について自由記述部において寄せられた意見として、

- ✓ 医療費助成制度の自己負担金の軽減
- ✓ 多子世帯への支援

などの意見が寄せられました。

本市では、子育て世代への経済的支援を目的に、令和元年度より「子育て応援ギフト事業」を実施しており、妊娠32週以降の妊婦又は出生届を提出した保護者には「子育て応援ギフトカタログ」を、翌年度小学校に就学する予定の児童の保護者には、「子育て応援券」を贈呈しています。

また、現在、県の制度（マル福）と市独自の制度（神福）により、妊産婦及び小児から高校生の医療費を助成しています。

今後も子育てに関する経済的支援の充実を図ります。

(3) 事業所等に対する職場環境整備への働きかけ

本市では仕事と生活の調和の実現に向け、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成が図られるよう、普及・啓発に努めていますが、仕事と子育ての両立を図る上で、子どもの体調不良時や保育サービス提供日時以外での勤務等で苦悩している様子が自由記述部でも見受けられました。

今後も引き続き、事業所等に対する職場環境整備への働きかけを進めるとともに、教育・保育事業の量の確保、子育て支援の充実を図り、仕事と子育ての両立の支援を進めます。

3 関係団体等意向調査結果からみる課題について

保育関係施設・幼稚園調査、子育て支援団体・機関調査の両調査結果とともに、保護者が抱えている悩みや問題について最も多かった回答は「病気・発育・発達に関するここと」との結果となったこと、「特に悩んでいることはない」の回答は両調査とも0%であったことから、どの保護者も何かしらの悩みがあり、特に「病気・発育・発達に関するここと」については多くの保護者の悩みであるということが考えられます。

「病気・発育・発達に関するここと」については自由記述部においても、医療機関の整備充実を望む意見が散見され、具体的には、小児内科だけでなく、小児の整形、外科、眼科、耳鼻咽喉科等の充実を求める声も見受けられました。

現実問題として本市の小児科医の不足があるため、本市として「かみす健康ダイヤル24」の更なる普及を図り、急病時の相談体制を引き続き提供することが必要です。

また、どの保護者も何かしらの悩みがあることが推測されることから、相談支援の充実が必要であると同時に、自由記述部には「子育て相談を利用しても、母親を責められることが多く、利用できなくなった」、「相談することで追い詰められた」という意見があり、質の向上についても課題であることが考えられます。

このため、相談員の合同研修等の実施による質の向上や、児童館及び地域子育て支援センターのイベント等で保護者同士が相談し合える場を提供する等の支援の充実を図ります。



第3章

計画の基本的な考え方

第1 計画の基本理念

第2 計画の構成

第3章 計画の基本的な考え方

第1 計画の基本理念

この計画は、「かみす共創まちづくりプラン（第2次神栖市総合計画）」の市の将来像である「みんなでつくる新しい神栖市～かみすを好きな人があふれるまちを目指して～」を実現するため、福祉・教育の更なる充実を目指し、施策の重点プロジェクトである子育て日本一プロジェクト「神栖市で結婚・出産・子育てしやすい環境をつくる」に取り組むものです。

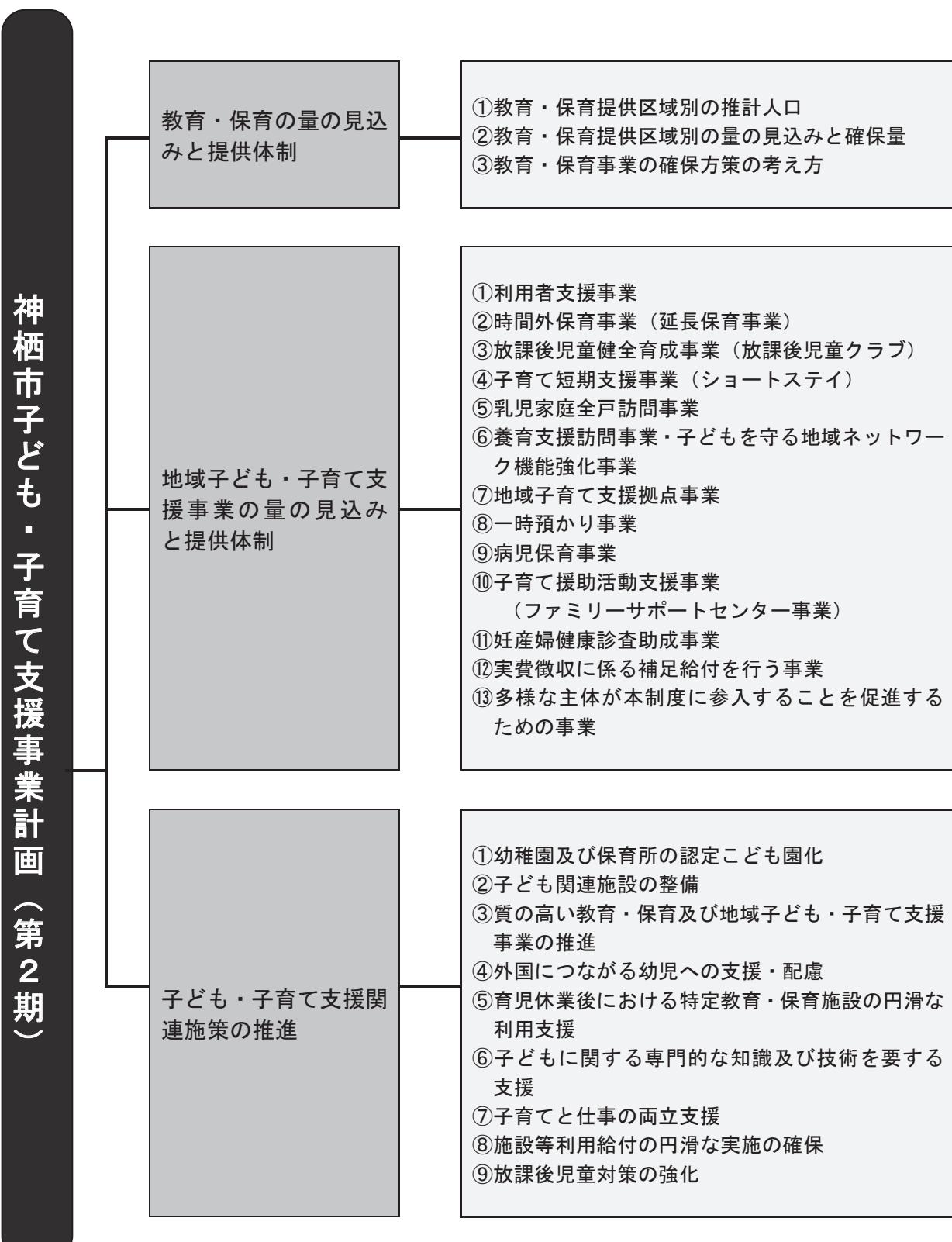
そして、「子どもの最善の利益」が実現される社会となるよう、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるとともに、親自身が地域や行政等の様々な支援を受けながら、子育てを経験する中で親として成長する「親育ち」の過程を支援し、各家庭における理想の家庭を築き上げられるよう、良質で適切な内容と水準が保たれる子育て支援に取り組みます。

第2 計画の構成

本計画の構成は、次の図のようになります。この中で、教育・保育事業では、就学前児童を対象とした利用希望把握調査において、保護者の就労状況及び今後の就労意向、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況及び利用希望、人口推計結果から、総合的に今後の「量の見込み」を算定し、今後の目標として「利用定員」及び「確保方策」を定めたものです。

また、地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭を支援する事業であり、子ども・子育て支援制度により市が地域の実情に応じて実施するもので、各事業の「量の見込み」及び「確保方策」を定めたものです。

■計画の構成



第4章

教育・保育提供区域の設定

第1 教育・保育提供区域の考え方

第2 教育・保育事業の提供区域

第3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

第4章 教育・保育提供区域の設定

第1 教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域は、地理的条件や人口などの社会的条件を始め、教育・保育の利用状況や施設整備状況等を総合的に勘案して定めるものです。

また、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育事業の量の見込み、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定するとともに、提供体制の確保の内容を示す区域となるものです。

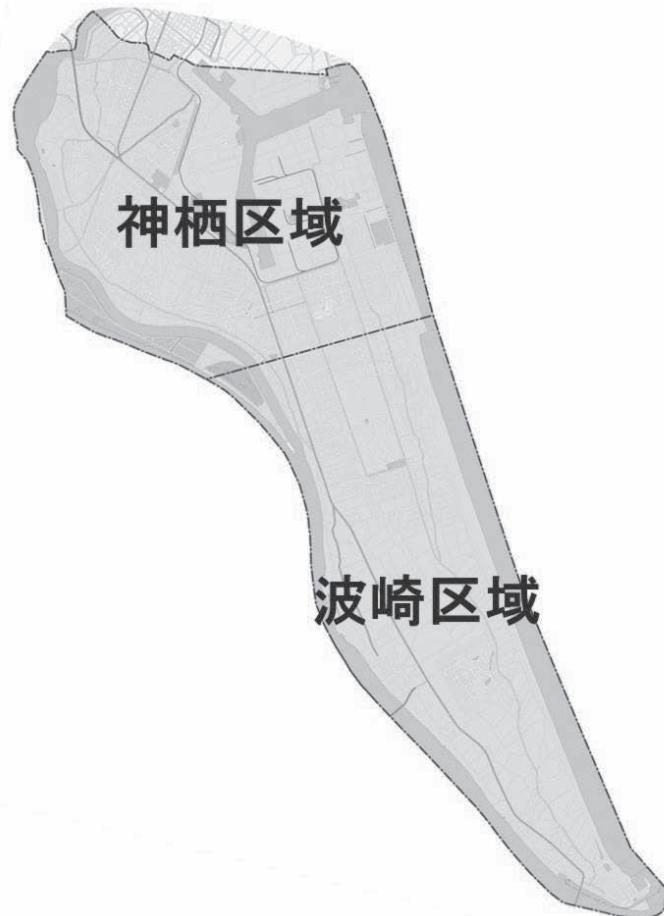
第2 教育・保育事業の提供区域

本市は、南北に細長い形状であり、通園時間、通勤等の利便性などから、教育・保育事業の利用は北部の神栖区域、南部の波崎区域のそれぞれの居住地区域において、おおむね利用されている状況です。

また、神栖区域は波崎区域に比べ待機児童が発生しやすい傾向にあり、神栖区域、波崎区域において保育ニーズの性格が異なっています。

これらのことから、教育・保育事業の提供区域は、地域性を考慮し、「神栖区域」「波崎区域」の2区域を設定します。

■教育・保育事業の提供区域



■ 「神栖区域」の教育・保育施設

幼稚園

- ①うずも幼稚園
- ②石神幼稚園
- ③大野原幼稚園

認定こども園

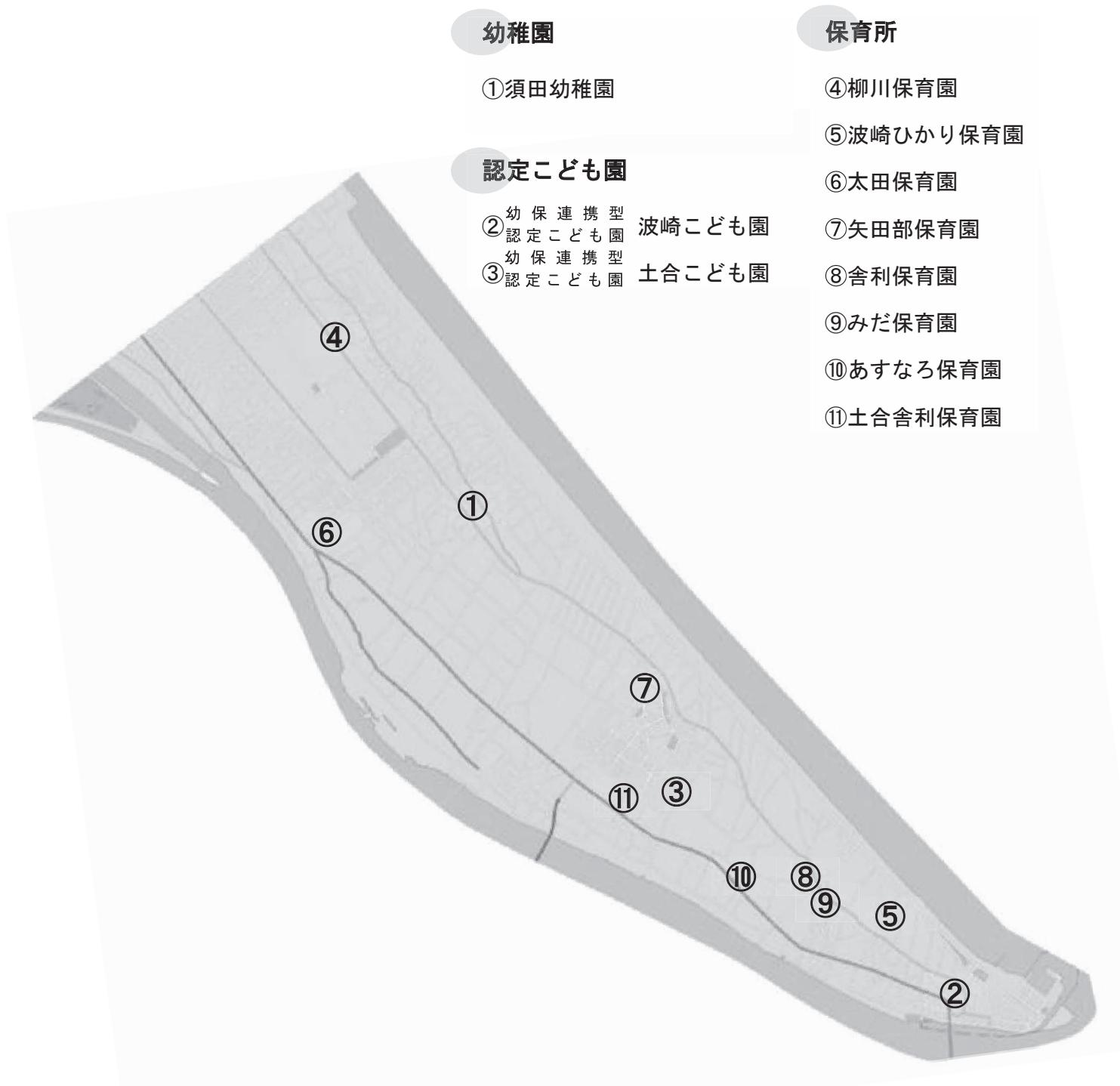
- ④ 幼保連携型 萬徳寺保育園
認定こども園
- ⑤ 幼保連携型 平泉幼稚園
認定こども園
- ⑥ 幼保連携型 神栖第二あおぞら園
認定こども園

保育所

- ⑦ 大野原保育所
- ⑧ 星和保育園
- ⑨ 深芝保育園
- ⑩ 白十字保育園
- ⑪ 軽野保育園
- ⑫ 神栖あおぞら園
- ⑬ ぴよぴよ保育園
- ⑭ きさき保育園
- ⑮ こばと保育園
- ⑯ まゆ保育園
- ⑰ 神栖ベビーランド
- ⑱ ライフガーデン・
神栖ベビールーム
- ⑲ すずの丘保育園
- ⑳ おひさま保育園
- ㉑ うずも保育園
- ㉒ 第二こばと保育園



■ 「波崎区域」の教育・保育施設



第3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

放課後児童クラブは「小学校区単位」、その他の事業については「全市」で1区域とします。



第5章

教育・保育の量の見込みと提供体制

- 第1 教育・保育提供区域別の推計人口**
- 第2 教育・保育提供区域別の量の見込みと確保量**
- 第3 教育・保育事業の確保方策の考え方**

第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制

第1 教育・保育提供区域別の推計人口

1 神栖区域

0歳から5歳の人口は、平成31年4月までの過去5年間で229人が減少し、今後の5年間においても減少が予測され、令和6年度の推測値は3,141人となっています。

6歳から11歳の人口は、平成31年4月までの過去5年間で53人が減少し、今後の5年間において減少が予測され、令和6年度の推測値は3,098人となっています。

単位：人

各年4月1日現在（実績値）

区分	実績値					推測値				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	624	587	564	562	563	554	547	544	542	536
1歳	543	643	576	580	557	559	551	544	541	538
2歳	533	542	620	572	566	564	566	557	550	547
3歳	606	548	532	606	554	515	513	515	508	501
4歳	634	604	537	519	594	560	521	518	521	512
5歳	631	635	594	537	508	580	546	507	505	507
0歳～5歳 計	3,571	3,559	3,423	3,376	3,342	3,332	3,244	3,185	3,167	3,141
6歳	613	618	620	579	528	479	547	515	479	477
7歳	602	605	614	618	574	547	497	567	534	496
8歳	528	600	611	617	607	589	562	510	581	548
9歳	605	522	604	603	610	600	583	555	504	574
10歳	628	595	526	598	604	581	572	555	529	480
11歳	593	623	591	523	593	598	575	566	549	523
6歳～11歳 計	3,569	3,563	3,566	3,538	3,516	3,394	3,336	3,268	3,176	3,098
0歳～11歳 計	7,140	7,122	6,989	6,914	6,858	6,726	6,580	6,453	6,343	6,239

推計方法：令和2年以降の推計人口については、コーホート変化率法によって推計した市内全域の推計値を、平成31年における人口実績値の各年齢区域別の比率を割り出し、按分しています。

2 波崎区域

0歳から5歳の人口は、平成31年4月までの過去5年間で171人が減少し、今後の5年間においても減少が予測され、令和6年度の推測値は1,449人となっています。

6歳から11歳の人口は、平成31年4月までの過去5年間で191人が減少し、今後の5年間において減少が予測され、令和6年度の推測値は1,668人となっています。

単位：人

各年4月1日現在（実績値）

区分	実績値					推測値				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	257	281	215	217	225	222	219	218	216	214
1歳	250	269	288	217	238	239	235	232	231	230
2歳	308	246	279	293	228	227	228	225	222	221
3歳	311	310	255	290	292	272	271	272	267	264
4歳	277	307	311	261	295	278	258	258	258	255
5歳	311	280	309	306	265	302	285	265	264	265
0歳～5歳 計	1,714	1,693	1,657	1,584	1,543	1,540	1,496	1,470	1,458	1,449
6歳	339	312	280	304	310	282	321	303	281	280
7歳	347	339	311	288	303	289	262	299	282	262
8歳	328	346	340	303	294	286	272	247	282	265
9歳	301	331	346	341	302	297	288	275	249	284
10歳	361	301	333	344	345	332	326	317	302	274
11歳	346	356	300	331	343	346	333	327	318	303
6歳～11歳 計	2,022	1,985	1,910	1,911	1,897	1,832	1,802	1,768	1,714	1,668
0歳～11歳 計	3,736	3,678	3,567	3,495	3,440	3,372	3,298	3,238	3,172	3,117

推計方法：令和2年以降の推計人口については、コーホート変化率法によって推計した市内全域の推計値を、平成31年における人口実績値の各年齢区域別の比率を割り出し、按分しています。

第2 教育・保育提供区域別の量の見込みと確保量

1 神栖区域

単位：人						
認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号	量の見込み①	539	518	498	487	478
	確保量②	905	905	905	905	905
	過不足②-①	366	387	407	418	427
2号	量の見込み①	1,137	1,103	1,076	1,070	1,064
	確保量②	1,064	1,064	1,064	1,064	1,064
	過不足②-①	-73	-39	-12	-6	0
3号 (0歳)	量の見込み①	94	94	93	92	91
	確保量②	175	183	183	183	183
	過不足②-①	81	89	90	91	92
3号 (1歳・2歳)	量の見込み①	636	634	628	627	625
	確保量②	601	629	629	629	629
	過不足②-①	-35	-5	1	2	4

2 波崎区域

単位：人						
認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号	量の見込み①	135	129	124	122	119
	確保量②	205	205	205	205	205
	過不足②-①	70	76	81	83	86
2号	量の見込み①	649	629	613	610	606
	確保量②	679	679	679	679	679
	過不足②-①	30	50	66	69	73
3号 (0歳)	量の見込み①	36	35	35	35	35
	確保量②	69	69	69	69	69
	過不足②-①	33	34	34	34	34
3号 (1歳・2歳)	量の見込み①	302	301	299	298	298
	確保量②	312	312	312	312	312
	過不足②-①	10	11	13	14	14

3 市全体

単位：人

認定区分	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号	量の見込み①	674	647	622	609	597
	確保量②	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110
	過不足②-①	436	463	488	501	513
2号	量の見込み①	1,786	1,732	1,689	1,680	1,670
	確保量②	1,743	1,743	1,743	1,743	1,743
	過不足②-①	-43	11	54	63	73
3号 (0歳)	量の見込み①	130	129	128	127	126
	確保量②	244	252	252	252	252
	過不足②-①	114	123	124	125	126
3号 (1歳・2歳)	量の見込み①	938	935	927	925	923
	確保量②	913	941	941	941	941
	過不足②-①	-25	6	14	16	18

第3 教育・保育事業の確保方策の考え方

教育・保育事業の確保方策については「量の見込み」に対応できる量を確保するため、次の確保方策を取組の方針とし、当該計画期間中の待機児童解消を目指します。

- 保育所等整備交付金を活用し、小規模保育事業への事業参入を支援します。
- 茨城県と連携し、保育ママ（家庭的保育者）による家庭的保育事業の普及を進めます。
- 企業主導型保育事業者や事業所内保育事業者に対し、地域枠の拡大を促す働きかけを行い、支援します。
- 認可保育所等で働く保育士の待遇改善を継続し、認可保育所等における確保量の拡大を促す働きかけを行います。
- 公立幼稚園について、地域や施設の実情等を踏まえ、既存の施設を活用した認定こども園化を検討します。

第6章

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

- 第1 利用者支援事業**
- 第2 時間外保育事業（延長保育事業）**
- 第3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）**
- 第4 子育て短期支援事業（ショートステイ）**
- 第5 乳児家庭全戸訪問事業**
- 第6 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業**
- 第7 地域子育て支援拠点事業**
- 第8 一時預かり事業**
- 第9 病児保育事業**
- 第10 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）**
- 第11 妊産婦健康診査助成事業**
- 第12 実費徴収に係る補足給付を行う事業**
- 第13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

第6章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援制度により市町村が地域の実情に応じて実施するもので、全ての子育て家庭を支援する事業です。

●地域子ども・子育て支援事業●

- 1 利用者支援事業
- 2 時間外保育事業（延長保育事業）
- 3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 4 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- 5 乳児家庭全戸訪問事業
- 6 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 7 地域子育て支援拠点事業
- 8 一時預かり事業
- 9 病児保育事業
- 10 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）
- 11 妊産婦健康診査助成事業
- 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

第1 利用者支援事業

子育て世代包括支援センターと児童館の2か所で実施します。

また、子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図っていきます。

(1) 基本型

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域子育て支援拠点等の身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する事業です。

専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置します。

(2) 母子保健型

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、主として市町村保健センター等で保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する事業です。

単位：実施か所（か所）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保量	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

第2 時間外保育事業（延長保育事業）

利用希望把握調査の結果と実績から見込まれる利用者数（実人数）です。

認定こども園、保育所の29施設で実施し、「量の見込み」に対応できると見込まれます。

単位：利用者数（人）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	553	545	538	531	524
確保量②	569	569	569	569	569
過不足②-①	16	24	31	38	45

第3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

利用希望把握調査の結果や実績及び入学予定者数から見込まれる利用者数（実人数）です。

小学校区	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
息栖小	量の見込み（人）	低学年	162	172	184	199	214
		高学年	41	43	46	50	53
	確保量（人）		210	220	230	250	270
	クラス数（支援の単位）		4	4	4	5	5
深芝小	量の見込み（人）	低学年	113	122	126	128	136
		高学年	28	31	31	32	34
	確保量（人）		145	155	160	160	170
	クラス数（支援の単位）		4	4	4	4	4
大野原小	量の見込み（人）	低学年	94	107	116	125	135
		高学年	23	27	29	31	34
	確保量（人）		125	135	145	160	170
	クラス数（支援の単位）		4	4	4	5	5
大野原西小	量の見込み（人）	低学年	98	106	107	109	111
		高学年	24	26	27	27	28
	確保量（人）		125	135	135	140	140
	クラス数（支援の単位）		3	3	3	3	3
軽野小	量の見込み（人）	低学年	57	51	49	47	48
		高学年	14	13	12	12	12
	確保量（人）		105	105	105	105	105
	クラス数（支援の単位）		3	3	3	2	2
横瀬小	量の見込み（人）	低学年	135	140	139	133	125
		高学年	34	35	35	33	31
	確保量（人）		170	175	175	170	170
	クラス数（支援の単位）		4	4	4	4	4
軽野東小	量の見込み（人）	低学年	50	52	58	59	61
		高学年	13	13	14	15	15
	確保量（人）		65	65	75	75	80
	クラス数（支援の単位）		2	2	2	2	2
太田小	量の見込み（人）	低学年	36	34	36	36	37
		高学年	9	9	9	9	9
	確保量（人）		75	75	75	75	75
	クラス数（支援の単位）		2	2	2	2	2
柳川小	量の見込み（人）	低学年	38	43	52	58	65
		高学年	10	11	13	14	16
	確保量（人）		70	70	70	75	85
	クラス数（支援の単位）		2	2	2	2	2

小学校区	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
須田小	量の見込み（人）	低学年	60	62	64	62	61
		高学年	15	16	16	16	15
	確保量（人）		90	90	90	90	90
	クラス数（支援の単位）		3	3	3	3	3
やたべ土合小	量の見込み（人）	低学年	82	84	85	93	90
		高学年	21	21	21	23	22
	確保量（人）		115	115	115	120	115
	クラス数（支援の単位）		3	3	3	3	3
植松小	量の見込み（人）	低学年	119	124	130	130	127
		高学年	30	31	33	32	32
	確保量（人）		170	170	170	170	170
	クラス数（支援の単位）		5	5	5	5	5
波崎西小	量の見込み（人）	低学年	51	49	49	47	48
		高学年	13	12	12	12	12
	確保量（人）		70	70	70	70	70
	クラス数（支援の単位）		2	2	2	2	2
波崎小	量の見込み（人）	低学年	60	59	62	61	61
		高学年	15	15	16	15	15
	確保量（人）		75	75	80	80	80
	クラス数（支援の単位）		2	2	2	2	2
計	量の見込み（人）	低学年	1,155	1,205	1,257	1,287	1,319
		高学年	290	303	314	321	328
	確保量（人）②		1,610	1,655	1,695	1,740	1,790
	過不足②-①		165	147	124	132	143
	クラス数（支援の単位）		43	43	43	44	44

第4 子育て短期支援事業（ショートステイ）

受け入れ先となる児童養護施設及び里親等の提供体制の維持及び新規受け入れ先の確保に努め、引き続き市民が安心して子育てできる環境づくりを目指します。

単位：延べ利用人数（人）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	32	32	32	32	32
確保量	32	32	32	32	32

第5 乳児家庭全戸訪問事業

生後2か月頃の乳児のいる全ての家庭に対し、保健師等が訪問し、育児に関して個別に相談に応じ、必要な助言を行います。

保健師等の専門職の確保及び資質の向上を図り、乳児が健やかに育成できるよう支援します。

0歳児の人口推計を踏まえて、全ての家庭への訪問を見込んでいます。

単位：訪問実人数（人）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	776	766	762	758	750
確保量	776	766	762	758	750

第6 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業の量の見込みは、過去の実績を基に算出しています。

今後も継続して、健康増進課等の関係部署及び調整機関職員や関係機関構成員間の連携強化を図り、ニーズをもれなく把握して必要な支援につなげていきます。

単位：養育支援訪問実人数（人）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保量	2	2	2	2	2

第7 地域子育て支援拠点事業

利用希望把握調査の結果と実績から見込まれる延べ利用人数です。

令和2年度から新規1施設で追加の実施を予定しています。

単位：延べ利用人数（人）、実施施設数（施設）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6,999	6,941	6,883	6,826	6,769
確保量	延べ利用人数	6,999	6,941	6,883	6,826
	実施施設数	11	11	11	11

第8 一時預かり事業

1 一時預かり事業（幼稚園型）

実績と令和2年度から4年度の3歳から5歳の人口平均伸び率から推定値を算出しました。

10施設で実施し、「量の見込み」に対応できると見込まれます。

単位：延べ利用人数（人）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	6,536	6,411	6,288	6,167	6,048
確保量②	6,795	6,795	6,795	6,795	6,795
幼稚園	2,037	2,037	2,037	2,037	2,037
認定こども園	4,758	4,758	4,758	4,758	4,758
過不足②-①	259	384	507	628	747

2 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

実績から見込まれる延べ利用人数です。

保育所（認定こども園を含む）17施設、ファミリーサポートセンター（本部1、支部1）で実施し、「量の見込み」に対応できると見込まれます。

単位：延べ利用人数（人）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	2,068	2,041	2,014	1,988	1,962
確保量②	2,123	2,123	2,123	2,123	2,123
一時預かり（一般型）	1,006	1,006	1,006	1,006	1,006
ファミリーサポートセンター（未就学児）	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
過不足②-①	55	82	109	135	161

第9 病児保育事業

利用希望把握調査の結果と実績から見込まれる延べ利用人数です。

病児対応型並びに病後児対応型については定員×開設日数で、体調不良児対応型については平成30年の確保実績により、確保方策の設定根拠としています。

(1) 病児対応型

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。

(2) 病後児対応型

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。

(3) 体調不良児対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業です。

単位：延べ利用人数（人）、施設数（か所）

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①(延べ利用人数)		600	592	584	576	568
確保量②(延べ利用人数)		2,054	1,998	2,006	2,006	2,006
病児 対応型	延べ利用人数	1,240	1,205	1,210	1,210	1,210
	施設数	1	1	1	1	1
病後児 対応型	延べ利用人数	744	723	726	726	726
	施設数	1	1	1	1	1
体調不良 児対応型	延べ利用人数	70	70	70	70	70
	施設数	2	2	2	2	2
過不足②-①(延べ利用人数)		1,454	1,406	1,422	1,430	1,438

第10 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

利用希望把握調査の結果と実績から見込まれる延べ利用人数（就学児）です。

2施設（本部1か所、支部1か所）で実施し、「量の見込み」に対応できると見込まれます。

単位：延べ利用人数（人）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	574	566	558	550	542
確保量②	590	590	590	590	590
過不足②-①	16	24	32	40	48

第11 妊産婦健康診査助成事業

0歳人口推計×妊娠婦健康診査受診票枚数（16枚）×妊娠婦健康診査直近受診率で量の見込みを算出しています。

妊娠婦健康診査に係る費用を一部助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、子育て世代包括支援センターと連携し、妊娠婦健康診査の必要性について周知、受診勧奨することにより母子の健康支援を図ります。

単位：延べ受診回数（回）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	9,796	9,670	9,619	9,569	9,468
確保量	9,796	9,670	9,619	9,569	9,468

第12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

令和元年10月から、新制度に移行していない幼稚園においては、食事の提供に要する費用について、低所得世帯や多子世帯を対象に費用の一部を補助します。

第13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

今後の供給体制整備の必要性に応じて事業を実施します。

第7章

子ども・子育て支援関連施策の推進

- 第1 幼稚園及び保育所の認定こども園化
- 第2 子ども関連施設の整備
- 第3 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進
- 第4 外国につながる幼児への支援・配慮
- 第5 育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援
- 第6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援
- 第7 子育てと仕事の両立支援
- 第8 施設等利用給付の円滑な実施の確保
- 第9 放課後児童対策の強化

第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進

第1 幼稚園及び保育所の認定こども園化

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、仮に保護者の就労状況が変わったとしても（2号認定から1号認定に変更になった場合など）、継続して同一の施設に在籍できることがメリットの一つであるほか、子育て支援の機能を有することで、地域の子育て家庭への支援の充実も期待されることから、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に努めるとともに、認定こども園の普及を図ります。

なお、公立幼稚園については、地域や施設の実情等を踏まえ、既存の施設を活用した認定こども園への移行を検討します。

第2 子ども関連施設の整備

子ども関連施設において、神栖市公共施設等総合管理計画や各施設の長寿命化計画に基づき、適切な時期に修繕や改修、改築工事の実施を検討し、地域の実情に応じた良好な教育・保育環境の整備に努めます。

【全域】

子どもたちの安心安全な教育・保育環境を確保し、子育て支援施策の充実を図るため、公立保育所、幼稚園及び認定こども園、児童館、放課後児童クラブ専用室の長寿命化計画を策定し、施設の状況に応じた環境整備を行います。

【神栖区域】

大野原保育所は、令和元年度に改築工事を実施しました。令和2年度に旧園舎解体撤去工事及び外構工事として、園庭や駐車場等の整備を予定しています。

うすも幼稚園は、平成10年度に改築工事を、大野原幼稚園、石神幼稚園は平成27年度、平成28年度に耐震補強工事を実施しました。今後の整備については、令和元年度に策定される長寿命化計画などにより検討していきます。

また、うすも児童館は、平成30年度に旧海浜保育所へ暫定的に児童館機能を移設して運営していますが、利用率の低下や利用者アンケート結果を踏まえ、令和3年度をめどに知手中央地区（予定）に改築工事を計画しています。

息栖小学校放課後児童クラブ室は、長寿命化計画などにより、維持管理等について検討していきます。

【波崎区域】

須田幼稚園は、平成28年度に耐震補強工事を実施しました。今後の整備等については、令和元年度に策定される長寿命化計画などにより検討していきます。

女性・子どもセンターは、令和2年度に空調設備等の大規模改修工事を計画しています。地域の未就学児親子の子育て支援施設や、植松小放課後児童クラブ室として利用されていますが、放課後児童クラブ利用者が増加している中で、クラブ室の確保と適切な児童館運営の在り方が課題となっています。

今後も余裕教室等学校施設の効果的な利活用等について、検討を続けていきます。

【整備スケジュール】

地域	年度 内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全域	保育所及び放課後児童クラブ室の長寿命化計画の策定 (幼稚園、児童館は令和元年度に策定済)	計画策定	計画に基づき、計画的に修繕及び改修工事を行い、コストの縮減と平準化を図る。			
神栖区域	大野原保育所	旧園舎解体 及び 外構工事				
	うすも児童館	基本・実施 設計 改築予定地 整備工事 (旧うすも保 育所解体撤去 工事)	改築工事			
	平泉児童センター			実施設計	改修工事 (内装)	
	軽野児童館		実施設計	改修工事 (内外装)		
波崎区域	女性・子どもセンター	改修工事 (空調設備等)				
	波崎西児童館				実施設計	改修工事 (外装)

第3 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携を図るとともに、研修を実施し、互いの指導の内容や方法を学び合うことにより、幼児期の教育の質の向上に努めます。

また、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーを配置・確保し、教育内容や指導方法、環境の改善などを図り、地域の幼児教育・保育の質の向上を目指します。

第4 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれます。このため、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう支援を充実させることが必要です。

子どもやその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組むとともに、各施設、関係機関との連携を図ります。

第5 育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

育児休業後に希望に応じて特定教育・保育施設を利用できるようにするため、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の計画的な整備に努めます。

第6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

1 児童虐待防止対策の充実

子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育てを推進するとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の早期発見、早期対応等を行うための体制の充実に努めるとともに、児童相談所などの関係機関と連携強化を図ります。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭に対しては、子育て・生活支援策、就労支援策、教育支援及び経済的支援策など、総合的な自立支援に努めます。

3 障がい児施策の充実等

妊産婦健診費用助成、乳幼児集団健診、乳児健診費用助成、育児相談、訪問指導等を実施し、疾病の早期発見及び早期支援を図ります。

また、保健、医療、福祉、教育等の連携により、在宅生活や就学支援の体制整備に努めるとともに、児童発達支援センターの整備を図ります。

さらに、職員の資質や専門性の向上を図るとともに、幼児一人一人に必要な支援に努めます。人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向け、相談支援専門員等の配置を推進します。

第7 子育てと仕事の両立支援

1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及

仕事と生活の調和の実現に向け、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成が図られるよう、普及・啓発に努めます。

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、一時預かり事業、病児保育事業の充実、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）の促進等により、多様な働き方に対応した子育て支援に努めます。

第8 施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、施設等利用給付認定を受けた3歳児から5歳児と住民税非課税世帯の0歳児から2歳児を対象に、子ども・子育て支援施設等を利用した際の費用について、子育てのための施設等利用給付を実施します。給付の実施に当たり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な支給を行います。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設となるための子ども・子育て支援施設等の確認や公示、確認後における運営状況の把握について、茨城県との間で適切に連携しながら事業の円滑な実施を図ります。

○施設等利用給付の対象となる子ども・子育て支援施設等

幼稚園（新制度未移行）、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業 等

第9 放課後児童対策の強化

国による「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に行うための整備等に取り組み、放課後児童対策の強化を図ります。

新・放課後子ども総合プラン

■ 背景・目的

近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、地域住民等の参画を得て、学習や多様な体験・交流活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備を進めます。

■ 国の掲げる目標

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

1 実績

(1) 放課後児童クラブ

市内全小学校区で実施しており、令和元年度の実績は14クラブ42クラス（支援の単位数）となっています。

■放課後児童クラブの利用実績の推移

小学校区	区分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
息栖小	定員数		120	120	160	200	200
	利用者数（人）	低学年	90	132	144	142	142
		高学年	15	7	26	45	49
	クラス数（支援の単位）		3	3	4	4	4
深芝小	定員数		105	105	105	145	145
	利用者数（人）	低学年	77	84	90	99	115
		高学年	11	11	16	21	27
	クラス数（支援の単位）		3	3	3	4	4
大野原小	定員数		65	85	85	125	125
	利用者数（人）	低学年	65	72	82	85	95
		高学年	3	6	10	7	11
	クラス数（支援の単位）		2	3	3	4	4
大野原西小	定員数		75	75	75	115	115
	利用者数（人）	低学年	52	71	81	101	87
		高学年	4	9	12	13	29
	クラス数（支援の単位）		2	2	2	3	3
軽野小	定員数		70	70	105	105	105
	利用者数（人）	低学年	70	69	73	59	52
		高学年	9	18	19	17	19
	クラス数（支援の単位）		2	2	3	3	3
横瀬小	定員数		90	90	130	170	170
	利用者数（人）	低学年	84	85	102	123	130
		高学年	15	30	26	31	44
	クラス数（支援の単位）		2	2	3	4	4
軽野東小	定員数		65	65	65	65	65
	利用者数（人）	低学年	52	50	47	47	47
		高学年	8	4	11	18	11
	クラス数（支援の単位）		2	2	2	2	2
太田小	定員数		35	35	35	35	75
	利用者数（人）	低学年	34	33	32	30	40
		高学年	1	4	4	4	8
	クラス数（支援の単位）		1	1	1	1	2

小学校区	区分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
柳川小	定員数		35	35	35	35	70
	利用者数（人）	低学年	23	20	25	21	27
		高学年	11	9	10	14	14
	クラス数（支援の単位）		1	1	1	1	2
矢田部小	定員数		35	35	35	-	-
	利用者数（人）	低学年	22	20	16	-	-
		高学年	3	6	3	-	-
	クラス数（支援の単位）		1	1	1	-	-
須田小	定員数		40	65	65	90	90
	利用者数（人）	低学年	46	64	62	65	54
		高学年	8	2	13	17	21
	クラス数（支援の単位）		1	2	2	3	3
やたべ土合小 (土合小)	定員数		40	80	80	80	80
	利用者数（人）	低学年	55	58	43	63	82
		高学年	0	4	9	17	19
	クラス数（支援の単位）		1	2	2	2	2
植松小	定員数		120	135	135	170	170
	利用者数（人）	低学年	123	130	120	129	128
		高学年	3	16	21	32	23
	クラス数（支援の単位）		4	4	4	5	5
波崎西小	定員数		75	75	75	70	70
	利用者数（人）	低学年	46	39	40	39	42
		高学年	10	19	14	11	16
	クラス数（支援の単位）		2	2	2	2	2
波崎小	定員数		70	70	70	70	70
	利用者数（人）	低学年	61	57	55	55	60
		高学年	5	6	12	9	11
	クラス数（支援の単位）		2	2	2	2	2
計	定員数		1,040	1,140	1,255	1,475	1,550
	利用者数（人）	低学年	900	984	1,012	1,058	1,101
		高学年	106	151	206	256	302
	クラス数（支援の単位）		29	32	35	40	42

(2) 放課後子供教室

市内全小学校で、4学年から6学年の希望者を対象に、週2回実施しています。

■放課後子供教室の利用実績の推移 令和元年度は11月1日現在の数値

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録者数(人)	317	396	398	342
延べ利用人数(人)	14,644	14,058	14,980	5,575
実施回数	週2回	週2回	週2回	週2回
場所	15か所	15か所	14か所	14か所

2 確保方策

※放課後児童クラブについては「第6章 第3 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」に掲載。

(1) 放課後子供教室の量の見込みと確保方策

市内全小学校において、平日の放課後、希望する児童を対象に学習支援や体験講座を実施し、利用状況等から事業の拡充を図っていきます。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	342	326	317	311	307
確保方策	実施回数	週2回	週2回	週3回	週4回
	場所	14か所	14か所	14か所	14か所

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の運営を段階的に実施します。保護者へのアンケート調査等によりニーズを把握し、放課後児童対策の充実を図ります。

各年度における一体型の目標事業量		
令和2年度	14校	週2回
令和3年度	14校	週2回
令和4年度	14校	週3回
令和5年度	14校	週4回
令和6年度	14校	週5回

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施について

地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施に関する検討の場として、運営委員会を設置し、双方の共通理解及び協力体制のもと、事業運営の実現に向けた方法を検討します。

(4) 小学校の余裕教室等の活用について

放課後児童の安全・安心な居場所の確保に向けて、運営委員会において協議するとともに、各学校へ一体型の周知を図り、福祉部局と教育委員会との間で締結した協定書に基づき、余裕教室等を有効に活用した事業運営に取り組みます。

(5) 教育委員会と福祉部局の連携について

総合教育会議において、総合的な放課後児童対策の在り方について協議を行い、福祉部局と教育委員会が一貫した方向性のもとに事業を運営します。

(6) 特別な配慮を必要とする児童への対応について

学校との連携による共通理解を図るとともに、児童に対する個別支援の方法について、学校及び放課後児童クラブと放課後子供教室の職員間で相互に話し合うとともに、必要に応じて、関係機関と連携し、支援員を加配するなど、適切な支援体制を構築します。

(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

平成28年度に実施した保護者へのアンケート調査結果を踏まえ、平成29年度から開所時間を午後6時30分までに延長し、実施しています。

今後も地域の実情に沿ったニーズを把握し、事業運営と放課後児童対策の充実を図ります。

(8) 各放課後児童クラブの役割を更に向上させるための方策

放課後児童支援員の資格取得のための研修会等への積極的な参加を啓発し、人材育成を図るとともに、円滑な事業運営と専門的なサービスの提供により、児童の自主性と社会性等の向上に努めます。

(9) 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知の推進

放課後児童クラブのプログラムや生活の様子についての印刷物配布やポスター掲示等で保護者に周知するとともに、地域住民との交流を目的としたプログラムの企画に取り組みます。



第8章

計画の推進

第1 進行管理

第2 子育て支援事業の検討体制

第3 総合計画との関連項目

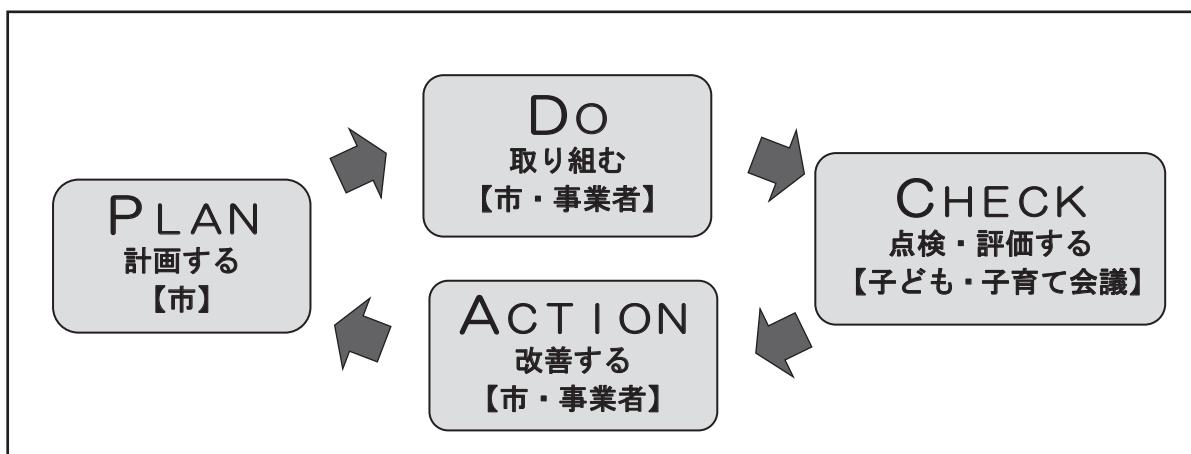
第8章 計画の推進

第1 進行管理

毎年、担当課において計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、市民、有識者、関係団体からなる「神栖市子ども・子育て会議」において、計画の達成状況の点検、評価を行い、次年度への取組に反映していきます。

また、市の広報やホームページを活用し、広く市民に公表していきます。

■ 進行管理のイメージ（P D C Aサイクル）



第2 子育て支援事業の検討体制

子育て支援に関する市役所各部署（こども福祉課、子育て支援課、健康増進課、教育委員会、幼稚園、認定こども園、保育所、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、児童館など）、ファミリーサポートセンター、医療機関、民生委員・児童委員等の連携を強化し、子育て支援事業の問題点の検討・改善、新規事業の企画立案を行うなど、子育て支援に関連する事業の推進を図ります。

第3 総合計画との関連項目

「神栖市総合計画」における次の施策については、本計画との整合性を図りながら推進します。

1 児童福祉・ひとり親福祉

(1) 児童福祉

施 策	概要・方向性
民間保育の充実促進	○民間保育所への支援による保育環境の充実
保育施設の整備	○市民の保育ニーズの把握による保育施設の整備
保育サービスの充実	○待機児童の解消 ○延長保育、地域子育て支援センター、一時保育、休日保育、病児病後児保育、ショートステイ等の多様なサービスの実施
児童館の整備	○老朽化した施設の整備
児童館における子どもの遊び場の確保・活動の充実	○施設の特性を活かした活動の充実 ○地域の遊び場としての環境の整備
放課後児童クラブのサービス体制の整備	○放課後児童クラブのサービス体制の整備
子育て相談・指導・情報提供の充実	○家庭相談員及び子育てコンシェルジュの配置 ○「子育て世代包括支援センター」の設置 ○ガイドブック、広報紙、ホームページ、スマートフォン用アプリ等による広報活動
地域子育て支援体制の確立	○地域で子育てを行う組織づくりの促進
児童虐待防止体制の整備	○関係機関との連携による適切な指導及び支援体制の整備
子ども・子育て支援事業計画の推進	○子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の推進

(2) ひとり親福祉

施 策	概要・方向性
相談・指導体制の整備	○母子・父子自立支援員の配置 ○関係機関との連携による相談・指導体制の整備
経済的支援の充実	○国等による制度の周知 ○高等職業訓練促進給付金の支給による経済的支援の充実
生活基盤確立の支援	○保育サービスの提供等、生活基盤確立のための支援体制の充実

2 幼児教育

施 策	概要・方向性
障がい児や外国人等指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○生活指導員及び補助員の配置 ○幼児の相談教室「おはなしひろば」及び日本語指導教室との連携
子育て支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての幼稚園での預かり保育の実施
認定こども園の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園の適正規模適正配置の推進 ○認定こども園への移行の推進
保・幼・小連携の強化や接続の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所・幼稚園・小学校による研修の実施 ○教師、幼児・児童間交流の推進 ○各小学校区での保・幼・小連携会議の定期的開催 ○一人一人の幼児・児童の実態に合った教育の支援
誰もが安心して子育てができる幼児教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児の相談教室「おはなしひろば」による教育支援・相談活動
教諭への研修体制の改善と充実	<ul style="list-style-type: none"> ○授業研究や各種の研修体制の充実

3 障がい福祉

施 策	概要・方向性
各種相談・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育連絡会議による各種障がいに応じた適切な支援や相談機関の提供
保健・医療対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各種健康診査による障がいの早期発見・早期治療 ○言葉と発達の治療相談事業、療育相談事業、機能回復訓練事業等の実施 ○幼児の相談教室「おはなしひろば」による相談・アドバイス
通所施設サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○民間施設の誘致 ○児童発達支援事業所「なのはな」「つくしんぼ」の活用 ○利用者ニーズに応えるためのサービス提供体制の充実

4 保健

施 策	概要・方向性
健康教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○保健知識や育児方法などの普及のための各種教室の開催 ○健康教育を通しての育児支援及び知識の普及
母子健康手帳の活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ○手帳の活用方法と今後の育児支援の周知 ○妊産婦健康診査の重要性の周知及び費用助成・受診勧奨
乳幼児健康診査・訪問指導・相談等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○こんにちは赤ちゃん訪問（乳児全戸家庭訪問事業）、乳幼児健康診査、育児相談事業による疾病の早期発見 ○乳幼児健康診査未受診者への受診勧奨 ○訪問指導・相談による育児不安の軽減や育児支援 ○産後ケア事業による母子の体調管理及び育児指導の実施

5 医療

施 策	概要・方向性
早期発見・早期治療体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○早期に適切な治療・療育を行うための関係機関との連携強化

6 勤労者

施 策	概要・方向性
労働環境の改善促進	<ul style="list-style-type: none"> ○労働環境の向上と安定した労使関係の構築支援による働きやすい環境づくりの促進
就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○国や県等関係機関との連携・協力によるひとり親家庭等の就労支援

資料

- 第1 策定経過
- 第2 神栖市子ども・子育て会議設置条例
- 第3 神栖市子ども・子育て会議委員名簿
- 第4 用語説明

資料

第1 策定経過

年月日	会議等
平成30年10月5日	平成30年度 第1回神栖市子ども・子育て会議 (1) 委員長、副委員長の選出について (2) 平成30年度における認定こども園、幼稚園及び保育状況について (3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制について (4) (仮称) 認定こども園どあいの名称について (5) 神栖市子ども・子育て支援事業計画（第2期）について
平成31年1月11日	平成30年度 第2回神栖市子ども・子育て会議 (1) 神栖市子ども・子育て支援事業計画（第2期）の策定について (2) 「神栖市利用希望把握調査」調査票案について
1月～2月	○「神栖市利用希望把握調査」の実施
令和元年5月31日	令和元年度 第1回神栖市子ども・子育て会議 (1) 神栖市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定のためのアンケート調査結果について
7月	○「神栖市関係団体等意向調査」の実施
10月24日	令和元年度 第2回神栖市子ども・子育て会議 (1) 神栖市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定のための関係団体等意向調査の調査結果について (2) 神栖市子ども・子育て支援事業計画（第2期）の骨子（案）について (3) 小規模保育事業所の新設について
12月19日	令和元年度 第3回神栖市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画（第2期）（素案）について
令和2年2月4日～3月4日	○子ども・子育て支援事業計画（第2期）（案）についてのパブリックコメントの実施
3月24日	令和元年度 第4回神栖市子ども・子育て会議 ※新型コロナウィルス感染症拡大防止のため書面開催 (1) 神栖市子ども・子育て支援事業計画（第2期）（案）パブリックコメントの結果及び計画の承認について (2) 幼保連携型認定こども園の新設（保育所からの移行）について

第2 神栖市子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月27日

神栖市条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、神栖市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者その他の市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 子育て会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

付 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

第3 神栖市子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成30年10月1日から令和2年9月30日まで

関係機関等		氏名	備考
1	子どもの保護者	いし 石 津 勝 利	平成31年4月1日～
2		ふ 布 施 綾 子	
3	子ども会育成連合会 代表	こば やし 小 林 誉	
4	PTA連絡協議会 代表	かな い のぶ ひこ 金 井 信 彦	
5	私立認定こども園 代表	いわ ほり ほう りゅう 岩 堀 法 隆	
6	私立保育園 代表	なか やま てる あき 中 山 照 明	
7	企業 代表	なか むら ひろし 中 村 宏	
8	商工会 代表	すのうち なつ き 須之内 夏 輝	副委員長
9	民生委員主任児童委員 代表	ひら しま さち こ 平 島 幸 子	委員長
10		あんどう み ほ 安 藤 美 穂	
11	障害児・者親の会愛育会 代表	わた なべ ひろ こ 渡 邊 博 子	
12	児童館母親クラブ 代表	いずみ しのぶ 泉 忍	
13		た や とも こ 田 谷 知 子	
14	子育て支援団体 代表	たか す しづ か 高 須 静 香	
15		かん の たか こ 菅 野 高 子	
16	小・中学校 代表	やま ぐち とし や 山 口 俊 也	平成31年4月1日～
17		おおつき ゆたか 大 槻 豊	
18	福祉事務所	よし かわ のぶ ゆき 吉 川 信 幸	平成31年4月1日～

第4 用語説明

行	用語	説明
あ	1号認定	満3歳以上の教育認定。お子さんが満3歳以上で教育を希望する場合。
	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
か	家庭的保育	市町村又は民間事業者等が、保育者の居宅、その他の場所、施設において、3歳未満の低年齢の子どもを対象に、小人数（1人から5人まで）の定員で、きめ細やかな保育を行う事業。
	居住訪問型保育	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業。
	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
	子育て短期支援事業	保護者の出張や冠婚葬祭、疾病等の理由により子どもの保育ができない場合に、短期間の宿泊で子どもを預かる事業（ショートステイ事業）及び夜間などに子どもの保育ができない場合に一時的に預かる事業（トワイライトステイ事業）。
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。
さ	3号認定	満3歳未満の保育認定。お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。
	時間外保育事業（延長保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園・保育所等において、保育を実施する事業。
	事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業。

行	用語	説明
	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所の3施設（教育・保育施設）を通じた共通の給付。
	施設等利用給付	3歳から5歳までの子ども及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもが、次の施設等を利用した際に要する費用に対する給付。 ①新制度未移行の幼稚園 ②特別支援学校 ③預かり保育事業 ④認可外保育施設 ⑤一時預かり事業 ⑥病児保育事業 ⑦ファミリーサポートセンター事業
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
	小規模保育	3歳未満の低年齢の子どもを対象に、定員6人から19人の少人数で、家庭的保育に近い雰囲気の下で、きめ細やかな保育を実施する。
た	多様な主体の参入促進事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。
	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業に対する給付。
	地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業類型のこと。市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなっている。
	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所など、地域の身近なところで、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

行	用語	説明
	地域子ども・子育て支援事業	<p>全ての子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者への支援として、次の事業がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊産婦健康診査助成事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） ⑥子育て短期支援事業 ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付の支給対象事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業をいう。
な	2号認定	満3歳以上の保育認定。お子さんが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所などの保育を希望する場合。
	乳児家庭全戸訪問事業	生後2か月頃の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談や養育環境等の把握を行い、養育等の支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげる事業。
	妊産婦健康診査事業	妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦健康診査14回分及び平成30年度より産婦健康診査2回分の費用を一部助成し、受診の勧奨を行い、安全・安心な出産を迎えられよう支援する事業。

行	用語	説明
	認定こども園	保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。
は	病児保育事業	子ども・子育て家庭を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施することとされており、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型（訪問型）の4つの事業類型に分かれる。
	保育必要量	月単位とし施設型給付、特例施設型給付、地域型保育給付又は特例地域型保育給付を支給する保育の量を保護者の就労状況等に応じて「標準時間（11時間程度）」「短時間（8時間程度）」の2区分に認定するもの。
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
や	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
ら	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

神栖市子ども・子育て支援事業計画（第2期）

発行／神栖市

発行日／令和2年3月

編集／神栖市健康福祉部福祉事務所子育て支援課

〒 314-0121 茨城県神栖市溝口1746番地1

電話 0299-77-7011

FAX 0299-95-6280

